

1 . 平成 21 年第 6 回郡上市議会定例会議事日程（第 4 日）

平成 21 年 10 月 7 日 開 議

日程 1 会議録署名議員の指名

日程 2 議案第 163 号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について

日程 3 議案第 164 号 国際観光ホテル整備法に基づく郡上市固定資産税の特例に関する条例の制定について

日程 4 議案第 165 号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について

日程 5 議案第 166 号 郡上市土地改良事業分担賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程 6 議案第 167 号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程 7 議案第 168 号 平成 20 年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について

日程 8 議案第 169 号 平成 20 年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 9 議案第 170 号 平成 20 年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程 10 議案第 171 号 平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程 11 議案第 172 号 平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程 12 議案第 173 号 平成 20 年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程 13 議案第 174 号 平成 20 年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程 14 議案第 175 号 平成 20 年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程 15 議案第 176 号 平成 20 年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につ

		いて
日程 1 6	議案第 177 号	平成 20 年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
日程 1 7	議案第 178 号	平成 20 年度郡上市青少年育英奨学金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
日程 1 8	議案第 179 号	平成 20 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
日程 1 9	議案第 180 号	平成 20 年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 0	議案第 181 号	平成 20 年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 1	議案第 182 号	平成 20 年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 2	議案第 183 号	平成 20 年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 3	議案第 184 号	平成 20 年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 4	議案第 185 号	平成 20 年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 5	議案第 186 号	平成 20 年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 6	議案第 187 号	平成 20 年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 7	議案第 188 号	平成 20 年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 8	議案第 189 号	平成 20 年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程 2 9	議案第 190 号	平成 20 年度郡上市水道事業会計決算認定について
日程 3 0	議案第 191 号	平成 20 年度郡上市病院事業等会計決算認定について
日程 3 1	議案第 204 号	市道路線の認定について

- 日程 3 2 要望第 3 号 白鳥中学校校舎等の木造建築化についての要望
- 日程 3 3 要望第 4 号 白鳥中学校建設計画における建物の「木造化」への再検討要望書
- 日程 3 4 要望第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について(依頼)
- 日程 3 5 要望第 6 号 グリーンスポーツ野球場取り壊しに反対する要望書
- 日程 3 6 要望第 7 号 グリーンスポーツ野球場存続を求める要望書
- 日程 3 7 要望第 8 号 白鳥中学校改築事業の早期実施について
- 日程 3 8 議発第 8 号 議員派遣について
- 日程 3 9 議発第 9 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程 4 0 議報告第 8 号 中間報告について(総務常任委員会・産業建設常任委員会・文教民生常任委員会の視察研修報告)

2. 本日の会議に付した案件

日程 1 から 日程 4 0 まで

- 日程 4 1 議発第 1 0 号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1 番	田 中 康 久	2 番	森 喜 人
3 番	田 代 はつ江	4 番	野 田 龍 雄
5 番	鷲 見 馨	6 番	山 下 明
7 番	山 田 忠 平	8 番	村 瀬 弥治郎
9 番	古 川 文 雄	1 0 番	清 水 正 照
1 1 番	上 田 謙 市	1 2 番	武 藤 忠 樹
1 3 番	尾 村 忠 雄	1 4 番	渡 邊 友 三
1 5 番	清 水 敏 夫	1 6 番	川 嶋 稔

17番 池田喜八郎
19番 美谷添生
21番 金子智孝

18番 森藤雅毅
20番 田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	蓑島由実	消防長	池ノ上由治
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進
郡上快楽園長	松山章	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日置良一	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田哲生		

開議の宣告

議長（美谷添 生君） 皆さんおはようございます。

議員の皆様には9月11日開始以来、それぞれの立場で御執務大変御苦労さんでございました。

いよいよ最終日を迎えることになりました。

よろしく御審議のほどを、お願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、21名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前9時29分）

会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には7番 山田忠平君、8番 村瀬弥治郎君を指名します。

それではここで総務部長より、資料訂正について発言が求められておりますので許可します。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） おはようございます。開会前にお手元に本議会に提出してございます決算書並びに実績報告書の中で誤りがございましたのでお詫び申し上げ訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。お届けしておると思いますが、最初にはまず一般会計の決算書の方でございます。ページ数230ページですが、財産に関する調書の中で物品ゴミ収集車のロードパッカーでございます。これの年度中の増高のところに誤りがありましてその関係から以下現在高のところの台数、それから合計の台数、最終的な合計の台数にそれぞれ誤りがございましたので御訂正をお願いいたしたいと思っております。それから次に特別会計の関係でございます。ケーブルテレビ事業特別会計の178ページの歳入備考欄でございますが、雑入の額、それから字句工事補償費のしょうの字ですが誤りがございました。訂正をお願いをしたいと思っております。

続きまして裏面を見ていただきたいと思います。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概況の方でございます。下水道接続率ページ数27ページでございますが、その中の八幡地域高鷲地域の接続率におきまして、誤りがございましたので御訂正をお願いをしたいと思

ます。

そして次に同じく実績報告書の主な事業報告でございますが、こちらの72ページ分の29、一般会計の常備消防費、非常備消防費、消防施設費の中で備品購入それから団体訓練費用弁償、それから字句ですが誤りがございますので御訂正をさせていただきます。

それから同じく72分の42ページのところの特別会計、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定でございますが、施設勘定ですが和良診療所職員給与費の中で職員数が誤っておりますので御訂正をさせていただきます。

それから次に72分の52介護保険特別会計の介護認定調査経費の中で字句を誤記してございますので削除の手続きをとらせていただきます。

同じく72分の55におきましても任意事業費の中で誤って記載をしてございますので削除の手続きをいたしますので、なにとぞよろしく願いいたします。以上よろしく願いします。

議長（美谷添 生君） 以上報告を終わります。

議案第163号から議案第167号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。

日程2、議案163号郡上市基金条例の一部を改正する条例についてから、日程6、議案第167号、郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、までの5件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第163号から議案第167号までの5件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました5件は所管の各常任委員会に付託してあります。

各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑採決をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって一括議題として御報告いただきます。

各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

20番 田中和幸君。

20番（田中和幸君） はい。20番 田中。

議長（美谷添 生君） 20番 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

9月11日の平成21年第6回郡上市議会定例会において付託されました、条例議案5件、決算認定議案12件について、9月17日に総務常任委員会を開催し審査を行いました。また、要望第5号については、9月24日に過疎・辺地総合対策特別委員会と連合審査会を開催し審査しましたので、その経過の概要並びに結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告します。

1、条例関係。

議案第163号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、大和財産区、高鷲財産区、明宝財産区及び和良財産区に、郡上市財産区財政調整基金を設置するため、並びに下川財産区財政調整基金の設置目的を改正するものとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、各財産区の基金の利用拡大を図り、市としても活用できるかとの質問があり、緊急時の用途にもよるが、原則、財産区管理会の主体性を尊重し判断されるものと理解しているとの説明がありました。

また、委員から、財産区は例外的な存在であるが、利益を地域へ還元するだけでは、合併の理念に反することから、適切な運営を望むとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第164号 国際観光ホテル整備法に基づく郡上市固定資産税の特例に関する条例の制定について。

商工観光部長及び観光課長から、国産観光ホテル整備法に規定する登録ホテル等に課する固定資産税について、市の観光振興を図るため新築、増築又は改築した日以後最初に固定資産税を課することとなった年度から5箇年度分に限り税率を「100分の1.4」から「100分の1.0」へ軽減するものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第165号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長及び商工課長から、商工業の振興に即応するための制度融資において、事務を簡素化し融資実行までの手続きの迅速化を図るために、小口融資審査会を廃止するものとの説明を受けました。

委員から、これまでの実績について質問があり、平成20年度に2件、平成21年度は現在までに1件と申請中が1件の計4件であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 166 号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設総務課長から、県営事業のうち中山間地域農村活性化総合整備事業においては、国県補助金で 85% が補助されること及び農業振興を図る目的から、「中山間地域農村活性化総合整備事業の土地改良事業分担金を 100 分の 5」とする区分を新たに設けるための改正であることの説明を受けました。

また、現在事業実施している白鳥地区及び大和地区では、経過措置として合併前の分担率により、それぞれ 5%、7.5% で実施しているとの説明がありました。

審査の中で、委員から、中山間地域農村活性化総合整備事業だけではなく、その他の県営事業の負担金も 5% に下げろべきではないかとの質問があり、中山間地域農村活性化総合整備事業は事業規模が大きいと、地元負担も多額になることや、事業の補助率の違いから国県補助金の残額について市と地元の負担割合を考慮したこと、県内の他市町村の例も参考にしたので御理解願いたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 167 号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、健康保険法施行令の改正に伴い、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金を「35 万円」から「39 万円」に引き上げるとの説明を受けました。

また産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合は、3 万円が加算されているので、実質的には「38 万円」が「42 万円」になるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果についてを報告いたします。

平成 21 年 10 月 7 日

郡上市議会議長 美谷添 生様

郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸

以上であります。

議長（美谷添 生君） 続きまして、産業建設常任委員長 15 番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） 15 番 清水。

議長（美谷添 生君） 15 番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） それでは産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。9 月 11 日の平成 21 年第 6 回郡上市議会定例会において付託されました、条例関係 3 件、決算認定関

係 4 件、その他関係 1 件について 9 月 17 日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてを報告をします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

1、条例関係

議案第 164 号 国際観光ホテル整備法に基づく郡上市固定資産税の特例に関する条例の制定について。

商工観光部長及び観光課長から、国際観光ホテル整備法に規定する登録ホテルまたは登録旅館の建物に係る固定資産税について、税率を「100 分の 1.4」から「100 分の 1.0」へ 5 年間軽減することで市の観光振興を図るため、この条例を制定するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から国際観光ホテル整備法にある一定基準について質問があり、ホテルの場合は、基準を満たす部屋数が 15 室以上で客室総数の 2 分の 1 以上であること、また、床面積が 1 人当りシングル 9 m²以上、その他の客室は 13 m²以上、この他、開口部、浴室、便所、洗面所などに定めがある。旅館は、基準を満たす部屋数が 10 室以上で客室総数の 3 分の 1 以上で、日本間、畳などにも基準があるとの説明がありました。

この整備法から適用外となる施設の対応策について質問があり、小さな旅館、民宿との不公平感が生まれるという心配はあるが、新規の融資制度は広く適用できるし、また、民宿を使用した着地型観光のモニターツアーを今秋開発する。こうした取り組みにより、民宿を利用した新たなツアー企画もできるよう考えているとの説明がありました。

郡上市内における外国人宿泊者数が年間 4 千人いるが、現在の宿泊状態について宿泊者からの要望等意見徴収を行っているか。また、若い女将さんを中心に旅館、民宿を盛り上げようという気運があるが、国際ホテルという新しい基準にシフトしないといけないかとの質問があり、外国人客といっても団体客から個人旅行客、また、国民性から旅行の様々な体験を楽しむような客等、国によって旅の過ごし方が様々である。こうした多様性に対応するために宿泊施設を一定の国際レベルに引き上げる一方で、日本の良さ、郡上の良さを伝える宿泊施設も大事にしていきたい。この条例は、洋式化をすすめるものではないとの説明がありました。

この条例が施行された場合、税収の減収額について質問があり、現在の評価額を基準に算定すると 4 社合計で約 4 0 0 万円減収するとの説明がありました。

市長宛に提出された要望書の意味確認について質問があり、4 社とも要望書を出されたようにやる気があるとの説明がありました。

なお、税収は減額するが、登録ホテルとなるための改築工事、ここに等をちょっと追加していただきたいと思います。恐れ入りますが、改築工事等は 4 社で 5 年間トータル 1 億 5400

万円となり、工事実施による市内産業の振興において寄与するものと考えている。また、宿泊者数は5年後には2,900人の増加を見込み、1年で観光消費額は2,900万円増えることを目指しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第165号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長及び商工課長から、制度融資による商工業の振興に即応するため小口融資審査会を廃止し、事務手続きの迅速化を図るために条例を改める。この改正により融資実行までの所要期間が約3週間となり、1週間の期間短縮ができるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から現在の利用状況について質問があり、現在3件の融資があり、徐々ではあるが利用者が増えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第166号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、土地改良事業分担金の軽減により農業振興を図るため改めるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から県営事業の「その他の事業」の具体的なものについて質問があり、関係する事業としては、獣害対策事業や農村公園整備事業等あるが、郡上市が行っている事業は、主に農業用排水路事業であるとの説明がありました。

北部地域の事業には、平成21年度で終了となるが、まだ未実施となっている事業の今後の見通しについて質問があり、白鳥・大和地区は今年度で完了するが、計画している残りの事業については、新たに事業を起こし、順次実施していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会産業建設常任委員会 委員長 清水敏夫

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員長 13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） 13番 尾村です。

文教民生常任委員会の報告をいたします。

9月11日の平成21年第6回郡上市議会定例会において付託されました、条例関係1件、

決算関係 7 件、要望関係 5 件について、9 月 17 日、9 月 28 日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例関係

議案第 167 号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、健康保険法施行令の改正に伴い、平成 23 年 3 月までの暫定措置として出産育児一時金の支給額を 35 万円から 39 万円に引き上げるものであり、実質的には、産科医療補償制度の加算分 3 万円とあわせると 42 万円が支給されるとの説明を受けました。

委員からは、平成 23 年 3 月までで期限が切られる理由についての質問があり、国が緊急の少子化対策の一環として、出産に係る経済的な負担を軽減するためにとられた措置であり、平成 23 年 4 月以降の措置についても引き続いて検討がなされているとの説明がありました。

また、増額となる 4 万円の財源内訳についての質問があり、4 万円のうち、2 万円は国庫負担、残りの 2 万円のうち、2 / 3 は一般会計繰入金、1 / 3 は国保税での負担との説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告します。

平成 21 年 10 月 7 日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会 委員長 尾村忠雄

以上です。

議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑採決を行います。

議案第 163 号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 163 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 164 号 国際観光ホテル整備法に基づく郡上市固定資産税の特例に関する条例の制定
についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 164 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 165 号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 165 号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 166 号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、質
疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって議案第 166 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 167 号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって議案第 167 号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第 168 号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) 日程 7 議案第 168 号平成 20 年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、決算認定特別委員会に付託してあります。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長 12 番 武藤忠樹君。

12 番(武藤忠樹君) 12 番 武藤。

議長(美谷添 生君) 12 番 武藤忠樹君。

12 番(武藤忠樹君) おはようございます。決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。少々長くなりますのでよろしく願いいたします。

決算認定特別委員会報告書。

9月11日、平成21年第6回郡上市議会定例会に付託されました、議案第168号 平成20年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、9月29日、9月30日に決算認定特別委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。委員長に、武藤忠樹、副委員長に清水正照委員を選出後、予算の款、項ごとに説明を求め審査しましたので、その経過の概要並びに結果について報告します。なお、経過について主な内容を報告します。

「歳入決算」について。

商工施設利用料の減少について質問があり、温泉利用者の減少によるものであり、利用者の回復への取り組みや経営の改善を行っていききたいとの説明がありました。

住民基本台帳カードの有効性について質問があり、使用目的の調査は行っていないが、月別の申請数から、所得税の電子申告を行うために所得されているケースが多いと思われる。また、戸籍・住民票の取得などの際に本人確認として使われているとの説明がありました。

ガス関係検査等取扱手数料の発生について質問があり、平成20年度より県から権限の移譲があったためであるとの説明がありました。

庁舎の有効利用について質問があり、10月から商工会への貸し出しを行うこととなっている。また、相手の都合により取り止めとなったが森林組合からも貸し出しの依頼があったとの説明がありました。また、これに関連して民間企業への庁舎貸し出しについて質問があり、使用料収入が見込めるなど利点はあり完全に否定するものではないが、地域住民からの理解を得る必要もあり、当面は公共的な利用を優先するとの説明がありました。

外国人登録事務委託金の充当先について質問があり、一部は該当事務に係る経費として支出され、残りは担当職員の給与に充当されているとの説明がありました。

児童入所措置費等県負担金の内容について質問があり、19年度清算精算に伴う収入であるとの説明がありました。

合併市町村支援交付金の上限について質問があり、合併後の総額で10億円が上限である。上限に達したため、20年度が最後であるとの説明がありました。

自主運行バス総合補助金の額の算定方法について質問があり、各路線の運行経費から運賃収入を除いたものに対して、補助金の規定に基づき計算されているとの説明がありました。

指定金融機関の指定について質問があり、現在の指定金融機関であるめぐみの農協とは1年ごとに継続契約を行っているが、契約の見直し等の申し出はない。また、他の金融機関からも指定金融機関を希望する旨の申し出はない。さらに住民からも不都合との話はなく、変更には経費もかかるため、今のところ変更の予定はないとの説明がありました。

高額滞納者に対する対応について質問があり、誠意のあるなしなどもあり、ケースバイケースで考えているが、法令等に基づいた対応をしていききたいとの説明がありました。また、

これに関連して滞納整理の他市町村との連携について質問があり、税の収納は地方自治の根幹であり、自力で行うのが基本であるが、他市町村で連携の機運が高まれ検討したいとの説明がありました。さらに、産業構造の建て直しなど、徴収以外の施策により滞納を減らすことを考えるべきであるとの意見がありました。

岐阜菌床シイタケ農業協同組合の債務回収の見通しについて質問があり、競売は成立したが、郡上市に分配はないとの通告があった。ただ、連帯保証人に対して提訴しており、裁判の進行を見守りたいとの説明がありました。また、これに関連して補助金返還の恐れについて質問があり、落札者が補助金の趣旨に合った利用をされることが望ましいが、県及び林野庁と協議し、返還とならないよう努力したいとの説明がありました。

「歳出決算」について。

「議会費」特に質疑はありませんでした。

「総務費」中濃地方拠点都市整備推進協議会の活動状況について質問があり、長良川鉄道を使ったハイキングの実施や地域情報誌の作成を行っているとの説明がありました。

地方公営企業等金融機構に対する出資の意義について質問があり、特殊法人の公営企業金融公庫がさくねん廃止され、代わりに地方公共団体が出資して設立された機構であり、公営企業債の低利での借入れを行うことができるとの説明がありました。

市長・副市長の給与と退職手当組合への負担金の関係についての質問があり、市長、副市長の給与は条例により減額されているが、退職手当組合への負担金もそれに伴い減額されているとの説明がありました。また、これに関連して、他の市町村で裁判になっている事例があり、郡上市ではそのようなことがないよう対応してほしいとの意見がありました。

国際交流推進事業の不用額について質問があり、多文化共生講演会の開催と多言語ガイドの作成に対して支出を予定していたが、これらの事業に対して県の国際交流センターから補助金が交付されることとなり、国際交流団体で構成する協議会に支払われたため、市からの支出が不用となったとの説明がありました。

過誤納還付金の増加について質問があり、急激な景気の悪化のため、予定納税された法人市民税を還付する必要性が生じたことと、税源委譲に関連して個人市民税を還付する必要性が生じたことにより、例年に比べて還付金が増加したとの説明がありました。また、これに関連して滞納者に対するタイヤロックの実施について質問があり、あくまで滞納額の減少と公平な税の負担が目的である。タイヤロックの予告だけでも十分効果が見られるが、悪質な場合は手続きを踏んだ上で実施を検討するとの説明がありました。

「民生費」。白鳥社会福祉センターの所管について質問があり、20年度までには社会福祉協議会が指定管理していたため、社会福祉総務費に管理運営経費が計上されているが、21年

度からは白鳥文化ホールと改称し教育委員会への所管が変更になったとの説明がありました。

社会福祉協議会活動事業の内訳について質問があり、郡上市健康福祉関係団体等補助金交付要綱にともとづいて地域福祉活動を担っている職員 12 名分の人件費に対して補助しているとの説明がありました。

成年後見制度の状況について質問があり、地域包括支援センター等が窓口となり、身寄りのない認知症の高齢者や知的障がい者で生活管理や財産管理能力の欠ける方の相談を受けている。今後急激に増えることは考えにくいですが、社会福祉協議会とも協力しながら制度の周知を図っていききたいとの説明がありました。

郡上市ケーブルテレビ使用料助成事業に係る繰出金について質問があり、郡上ケーブルテレビが生活保護世帯や中国残留邦人等支援給付世帯に対し料金を減免した分を補填しているが、実際は個人に対する援助であり、方法をよく検討したいとの説明がありました。

乳幼児等医療費助成事業の受診延べ件数について質問があり、償還払い分は審査の必要がないため、審査委託事業の延べ件数と同数にはならないとの説明がありました。

福祉医療費の不用額が多い点について質問があり、20 年度は見込みよりも受診者が少なかった。医療費の助成は、前年の実績等から予算を編成するが、ある程度の差異が出てしまうことはご理解いただきたいとの説明がありました。

母子家庭のみの世帯と両親等と同居している母子家庭では手当の額が同じなのかとの質問があり、世帯主等の所得の合算により判定し支給を決定しているとの説明がありました。

母子家庭医療費助成制度について質問があり、18 歳到達後の年度末までの児童を扶養している配偶者のない母と当該児が対象となっているとの説明がありました。

福祉バスの成果と今後の考え方について質問があり、20 年度において郡上市公共交通会議が設置され、今年度は地域ごとに公共交通検討会が各 2 回開催された。市長公室に事務局を置き協議しているが、現状の問題や課題を整理している段階であり、変更するということろまでは至っていない。市内全域に福祉バスを運行できないかというご指摘であるが、今後も継続していけるのかということろもあり、精査していく必要があるとの説明がありました。

シルバー人材センターの現状・助成の内容について質問があり、人件費の 5 割以内ということで助成している。シルバーの年間の受託契約金額は約 1 億 8,000 万円で、会員数は 600 人程、就労日数は延べ約 3 万 6,700 日である。受託件数や契約金額は減少してきており、事務局経費の削減や C A T V での P R 等を行い、健全運営を目指しているとの説明がありました。

高齢者が高齢者を介護する状態について質問があり、郡上市は高齢化率が 30% を超えており、行政だけでは目が行き届かない場合もあり、地域コミュニティによって、例えば小学校

区というような単位の中で見守っていく必要がある。また、介護サービスを有効に利用してもらうのも大事であるとの説明がありました。

福祉委員の活動状況について質問があり、社会福祉協議会の事業として原則2年任期でお願いしている。20年度は延べ26回の研修会を開催し、615人の参加があった。社会福祉協議会では、自治会に対し委員1人当たり2,000円の助成を行うと共に、福祉委員の活動を知らせるチラシを配布しPRしているとの説明がありました。

異動・職員数の減による過労・サービスの低下について質問があり、前年度と比べ健康福祉部全体で4名の減。毎月時間外勤務の状況を集計しており、25時間以上になると改善のため協議している。社会福祉課は対象人数11人、平均6.8時間。児童家庭課は対象人数4人、平均18.1時間。高齢福祉課は対象人数13人、平均13.9時間。健康課は対象人数25人、平均10.8時間。保険年金課は対象人数6人、平均21.1時間であり、特別改善するような状況ではないとの説明がありました。

自立支援給付訓練等給付事業費の増について質問があり、障がい者自立支援法の施行に伴い、従来の心身障がい者小規模授産所や精神障がい者小規模作業所に係る給付が当事業費に加わったため大きく増額している。また、各施設は23年度までに新法へ移行していくことになっており、利用者の増加とともに給付費も増えているとの説明がありました。

老人福祉施設管理運営費の内訳について質問があり、市内9ヵ所デイサービスセンター指定管理料1,684万4,000円、高齢者福祉センター(白鳥)305万5,204円、介護予防センター(高鷲)219万2,742円、小那比デイサービスセンター修繕60万9,000円、明宝デイサービスセンター修繕46万3,858円との説明がありました。

高齢者日常生活用具給付等事業が実績0円の理由について質問があり、元々は県の補助事業で、補助がなくなった後も市で継続していた。対象品目が電磁調理器、火災報知機、自動消火器の3つで、一般の方が利用しにくい物であり、基準額も高く個人負担も高額となる場合もあり数年需要がなかったため、現在は事業を廃止したが、火災報知機は必要であると考えられるため、別事業で実施しているとの説明がありました。

職員数の減について質問があり、法定職員数があり、育児休暇等で不足する職員については保育園管理運営経費の中で臨時職員により補てんしており、前年比約1,500万円増であるとの説明がありました。

公立保育園の園児数について質問があり、20年4月1日時点で、やまびこ園134名、北濃保育園34名、たかす保育園66名、たかす北保育園33名、みなみ園65名、明宝保育園42名、和良保育園45名。へき地は、西和良保育園7名、石徹白保育園7名、小川保育園6名との説明がありました。

延長保育の時間、金額について質問があり、金額は100円。8時～16時が基本でそれ以前・以降は延長となる。民間は園児獲得に力を入れているが、公立はそういったことをしにくいという現状があるとの説明がありました。

障がい児保育の認定の仕方について質問があり、身体障がい者手帳を所持してみえる方また手帳が無くても児童相談所等で同程度の判定をされた方を対象としている。保育園から聞き取り調査を行っており、保健師や専門の先生による審査がある。補助額は、軽度で月4万5,830円、重度で月9万1,660円としているとの説明がありました。

保育園の入所を断られる場合について質問があり、保育園入所基準が基本となり、受け入れることができる年齢は地域によって違うが、基本的に断ることはしないとの説明がありました。

「衛生費」。病院事業会計繰出金の内訳について質問があり、郡上市民病院2億4,053万1,081円、国保白鳥病院1億1,933万4,000円との説明がありました。

インフルエンザ対策について質問があり、季節型のワクチン接種については、例年どおり65歳以上の高齢者等を対象として、10月から来年1月までを接種期間として諸準備を進めている。新型のワクチン接種については、国からの詳細情報が入り次第、速やかに住民周知に努めたいとの説明がありました。

無料回収する民間のごみ収集業者との協力について質問があり、民間は有価物、市は廃棄物で集める物が違う。市としてはあくまで廃棄物の回収である為、それなりの料金を頂くことになるとの説明がありました。

ダンボールコンポストのPRについて質問があり、344名がモニターとして実施されており、CATV等を利用してPRしている。始めるにあたってどうしても経費が掛かるということで、今後は市からの助成も検討したいとの説明がありました。

一般廃棄物収集費の委託料について質問があり、各地域の業者委託料合計1億434万8,850円との説明がありました。

郡上クリーンセンター管理運営費の業務委託料減額について質問があり、戸貝曾処分場の掘起こしごみの処理が終了し、飛灰及び不燃残渣の処理費等が減額となったとの説明がありました。

安定型処分場の賃借料について質問があり、現在休止しているが、休止届けを提出してから2年は水質調査をし、その後廃止となるため、賃借料の100万円はまだ支払いが必要であるとの説明がありました。

「農林水産業費」。油坂さくらパークの経営状況について質問があり、20年4月オープンし、宿泊2,598人、総利用者3,237人であった。指定管理料0円で、収入が1,798万3,811

円、支出は1,797万2,892円で、約1万円の黒字となっている。今年度の入り込み客数は多様上向いているとの説明がありました。

「商工費」。観光連盟から観光協会への補助金の流れについて質問があり、市は観光連盟に一括で補助金を支払い、連盟は連盟事業の経費を確保し、各観光協会のヒアリングを行ったうえで、ルールに基づき7つの観光協会に分配されているとの説明がありました。

ビジネスサミットの開催実績と今後の展望について質問があり、来場者2,267人、商談成立12件、企業と大学の連携成立1件であった。今年は企業同士が気軽に情報交換できる場を提供し、異業種の交流を促進する機会を広げたいとの説明がありました。

小口融資及び商工業振興制度資金融資の貸し出しについて質問があり、いずれも指定金融機関が預託金の5倍まで貸し出す制度となっているが、利用率が低く時代に即応するため商工業振興制度資金融資については、平成21年度に廃止し、郡上チャレンジ支援資金を創設したとの説明がありました。

物産販売の考え方について質問があり、郡上市の印象付けを強く行い、産業振興を図るための方法として、行政に出展依頼があったイベント等を市内関係団体に紹介し、出展を募っている。その結果、平成20年度の実績は、イベント参加件数が40件で、売り上げが1,560万8,022円であったと説明がありました。

「土木費」。合併特例道路整備事業、過疎対策道路整備事業、辺地道路整備事業の主な路線ごとの金額について質問があり、合併特例道路整備事業の市道東前田線587万7,000円、市道住屋線1,567万1,000円、市道三日市中道線497万円、過疎対策道路整備事業の市道奥長尾線2,148万5,000円、市道日洞線1,404万5,000円、市道仏田岩野線5,188万4,000円、辺地道路整備事業の市道野座線6,303万5,000円、市道大間見東線2,089万7,000円、市道繁久線1,790万4,000円、市道二反田線2,031万5,000円、市道白鳥中西線7,653万4,000円、市道切立線5,134万7,000円、市道森下赤小場線8,115万2,000円、市道平頭線1,211万5,000円との説明がありました。

工事請負契約の総数、平均落札価格について質問があり、20年度総数は177件。平均落札率は95%前後との説明がありました。

「消防費」。消防車の更新について質問があり、19年を目安に更新しているが、状況を見ながら対応しているとの説明がありました。

県の防災ヘリについて質問があり、ヘリを要請した場合の利用者負担は全く無い。事故によって1機失ってしまったが、中部7県の応援協定があるため、現在のところはそれで対応しているが、2機体制にできるよう県に要望していくとの説明がありました。

団員の退団・補充について質問があり、任期が2年であるため、基本的には2年ごとに多

くの退団者が出る。入団者が増加したため、退団者も 197 名と多くなった。前年度の退団者 9 名は、途中で退団された方であるとの説明がありました。

消防団車両、機械機具維持管理費の減について質問があり、大きいところは車検代であり、消防車両全体で 123 台ある内、19 年度は 65 台であったのが、20 年度は 56 台と台数が減っているとの説明がありました。

女性防火クラブ活動交付金について質問があり、要綱に基づき、会員掛ける 100 円と、各支部 5 万円を交付している。年々会員数、予算も減ってきているが、各自治会において防火クラブの存続をお願いしているとの説明がありました。

「教育費」。白鳥中学校改築に伴う基本計画策定業務について質問があり、計画費用は 84 万円。基本計画では R C 構造と木造の配置やコスト比較を行っており、方向向けの資料とさせていただいているとの説明がありました。

心の教室相談事業の現状について質問があり、中学校に配置しており、計画的に相談を行うものと、突発性ないじめ等に迅速に対応してもらっている。不登校やいじめの初期段階に対応ができているとの説明がありました。

小・中学校管理事務経費について質問があり、小学校は、支援員 20 名と校務員の賃金等で 6,480 万 5,000 円。消耗品、光熱水費等で 7,500 万円程を占めている。中学校は、支援員 2 名と校務員の賃金等で 1,188 万 9,000 円。消耗品、光熱水費等で 3,800 万円程を占めているとの説明がありました。

教材備品購入事業費の減少について質問があり、児童・生徒数の減少もあるが、備品台帳を整備し、インターネット等を利用して活用できる備品について情報交換していることが経費削減に繋がっているとの説明がありました。

小学校における英語活動等国際理解活動推進事業の内容について質問があり、拠点校の指定を受け、高学年で 35 時間、中学年で 20 時間、低学年で 10 時間という郡上独自のものを示すことが出来た。これを元に今年度を実施していくとの説明がありました。

豊かな体験活動推進事業の実施結果について質問があり、地元での自然体験を行うために 2 泊は必要であり、効果的な体験学習であったとの説明がありました。

幼稚園の日々雇用職員の賃金等について質問があり、囑託員（園長）444 万円、日々雇用職員 1,760 円との説明がありました。

岐阜県公民館研究大会の内容と出席 15 名の対象者について質問があり、県の公民館についての研究大会であり、出席者には公民館長・主事であるとの説明がありました。

公民館、分館における活動経費補助について質問があり、20 年度までは分館体制が残っており、旧町村の公民館活動に対して活動補助を行っていた。19 年度は審査等に時間を費やし、

補助金の交付金の交付が遅れ、御迷惑をおかけしたという経緯があったが、20年度は迅速に審査・助成を行ったとの説明がありました。

文化施設の今後の見通しについて質問があり、現在も議論を行っているが、御質問のこのまま維持していくことができるのかということも含めて、検討していきたいとの説明がありました。

高鷲民俗資料整理後の扱いについて質問があり、継続して4月～10月に整理を行っており、今後は専門家の意見も聴きながら、展示方法等について21年度中に検討していくとの説明がありました。

青年団の活動補助について質問があり、白鳥青年団は会員25名、主な活動は白鳥おどりの協力、収穫祭の参加、地域清掃活動への参加、北部成人式への協力等。明宝青年団は会員40名、主な活動は郡上市軟式野球大会への出場、けいちゃん祭りへの協力、岐阜県の青年大志の集いへの参加等に対して補助を行っている。ご指摘いただいた補助金の体制見直しも検討していきたいとの説明がありました。

図書館業務員の賃金について質問があり、賃金の合計は1,923万2,340円で、業務員は八幡4人、大和1人、白鳥3人、高鷲1人、明宝1人の合計10人であるとの説明がありました。

スポーツセンター施設管理経費について質問があり、指定管理料は4,500万円であるが、当初予算で修繕料100万円を組んでおり、落雷による被害（保険対応）があったためその分を補正し、合計で修繕料が216万7,200円となったとの説明がありました。

学校給食センター臨時職員の賃金について質問があり、賃金は37名で6,439万9,023円であるとの説明を受けました。

八幡城石垣修復工事の進捗について質問があり、20年度で完成したとの説明がありました。

「災害復旧費」。特に質疑はありませんでした。

「公債費」。一時借入金の借入先、金額、時期、利率について質問があり、めぐみの農協と借越契約をしており、20年度は2回借入を行った。1回目は借入日3月25日、返済日3月31日、借入金額17億3,000万円。2回目は借入日5月23日、返済日5月26日、借入金額1億1,000万円。利率は1.29%であったとの説明がありました。

繰上償還した場合の利息の扱いについて質問があり、国からの借り入れについて、郡上市の場合は実質公債費比率が18%を上回っているため、5%以上の借り上げについては違約金免除で繰上償還ができる。順次対応している。民間の金融機関でも、協議して認められれば同じように繰上償還できるとの説明がありました。

公債費に対する交付税算入額について質問があり、元利金合計の60億9,300万円程に対して交付税算入額は36億1,000万円程となり、算入率は59.3%であったとの説明がありまし

た。

「諸支出金」。特に質疑はありませんでした。

「予備費」。特に質疑はありませんでした。

「総括質疑」について。

不用額について質問があり、内容が大切であり、吟味して予算作成に活かすべきである。予算編成自体が甘かった部分もあるので、厳しく見積もり、有効に執行していく必要があるとの説明がありました。

住宅使用料の不納欠損について質問があり、20年度は1件であったが、20年3月に本人死亡。配偶者も破産宣告を受けたため、不納欠損処理をしたとの説明がありました。

公債費負担適正化計画について質問があり、郡上市は21.8%となり、県内で最も高い比率となった。できるだけ早く脱したいという思いはあるが、比率を下げることを考えると、今後一切起債を起こさないということになる。また投資的経費の56～58%程は地方債を財源としているため、投資的経費を下げることで、地域経済にも影響が出る。苦しい状況ではあるが、そういったところのバランスをとりながら財政運営をしていきたいとの説明がありました。

職員採用の状況について質問があり、定員適正化計画に沿って採用人数を調整しているが、どうしても専門分野での採用が多くなる。一般行政職では、今のところ専門性を持って採用するという事はないが、将来的にはそういったことも必要であるとするとの説明がありました。

「採決」につきまして。

反対及び賛成の討論に続いて採決を行い、本委員会としては態度保留を除き、賛成多数で原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で審査の経過及び結果について報告を終わります。

不足な点もあろうかと思いますが、関係委員の補足をいただければ幸いに思います。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会決算認定特別委員会 委員長 武藤忠樹

議長（美谷添 生君） それでは、暫時休憩をいたします。15分間ほど休憩をいたします。55分より開会を予定をいたします。

（午前10時39分）

議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時54分）

議長（美谷添 生君） 報告が済んでおりますので質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ 21 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 21 番 金子智孝君。

21 番（金子智孝君） はい。21 番。ただいま決算認定特別委員会委員長の方から詳細な経過報告を、委員長報告をもらいました。本件に関しましては一般会計予算でございまして、監査委員におかれまして鋭意監査されました。意見書も添付されてございまして、十分論議をされておる内容だというふうに思いますし、議会としたしましても 2 日間にわたる決算審査の特別委員会の質疑もございましたので、改めてここで 2、3 の点について、ちょっと確認という意味におきまして、質問させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

1 点につきましては、基本計画の教育費の関係であります。委員長報告にも触れられておりますが、84 万円という白鳥中学校の基本計画策定事業についてのことであります。これは新市移行にあたりましての、基本的な新市計画の中にも触れられている事業であります。そこで先般一般質問でも若干触れましたが、その折にいわゆるこの大規模な事業であるということ的前提にいたしますと、郡上市における教育施設の将来的な整備計画といいますが、そういう点についての関連について質問したわけですが、その点について教育長の方では、現在の基本的な計画に基づく実施計画に至っては、現在は 15 学級という学級編成の中で、将来においてはこれ 9 学級に減ると、というような内容も示されておりましたが、そうすると空き教室等が出てくるのではないかなと、近い将来にそういうものが出てくるのではないかなということについては、将来計画の中で将来生徒数が増えるということに対しても、対応したいという趣旨の御答弁があったんですが、教育委員会におかれましては、郡上市のあすを開く教育ということで、こういう計画書をお示しいただいております。これは、石神教育長の時であります。18 年の 3 月 31 日という日付でもって計画を示されておるが、その中でやはり将来の学級編成、あるいは小規模校に対する教育体制の整備ということが 1 項目設けてございまして、将来生徒数が非常に減ってくるということに対しては、地域社会や学校の実績を踏まえた適正な学校規模や学級編成のあり方について、長期的な見通しと計画を立てていくと、こういうふうに定義付けてあるわけでありまして、教育長の御答弁もその趣旨に沿って白鳥町の今回の基本計画に基づく事業については、そういう再編成も含めた計画に沿っての内容であると、そういうふうに確か御答弁されたと思いますが、そうしますと周辺の学校の状況は御承知のとおりであります。高鷲中学校が約 130 人規模の学校というこ

とで今あると思いますし、大和中学については約 220 名ぐらいですかね、その規模で現在あるわけでありましたが、その周辺との再編ということも念頭において、この基本計画を立てておるんだと、こういうふうに私は理解をさせていただいておるんですが、そのとおりであるのかどうか、それは別だというふうな御見解なのかと、これ改めて御方針について受け賜りたいと思います。

それから 2 つ目でありましたが、一般質問に触れる件でありましたが、教育長おみえになりませんでした。要するに白鳥中学校の現状については耐久力調査をしたと。それに基づいて判断するに非常に老朽化であるし危険であると、そういう事業として特に国が耐震の計画を推進しておるということに合わせまして、その事業として自立をしていくのが白鳥中学校の建設計画だと。次長は確かそういう趣旨の御答弁をしたというふうに思いますが、そうしますと、これはあくまでも耐震の計画だと、従って緊急度もあるしある程度の時間的な制約もあるというようなことに繋がるんでありますが、流れを見ますと、その白鳥中学校の建設というものは、老朽しておるといのはこれは調査するまでもなく建設年度からして想像がつくんでありますが、実はきのうであります、郡上市のインターネット資料といいますが、郡上市のを見ますと、開きますと、今年の 21 年の 9 月 30 日時点における耐震の状況がありますよね。それを見ますと、実施をしておる、耐久調査、耐震調査をしておる学校名が挙がっておりますが、和良の統合中学校、いわゆる和良中学校とそれから白鳥中学については未実施と、実施しないという、確かに欄に出てくると思うんですが、なぜかという適用にあって、これは改築する予定というふうに書いてありまして、21 年の 9 月 30 日時点においては耐震の設計、調査をしていないという内容になっておりましたが、耐震の調査との関係は無く、今の計画は耐久度、これは 17 年度に実施されておると思うんですが、それに基づく危険校舎ということで実施するということになりますと、これはやっぱり白鳥のいわゆる本来の新市計画の延長線上にそういう事業があるというふうに理解もできるんですが、次長の答弁はそれを否定すると、そうでないんだと、そういうものとは関係はなく緊急な国の耐震事業という礎の中で、新しく立ち上げたというような趣旨の答弁をされたと思うのでありますが、教育長におかれましては、しかとそうなのかどうか、これ確認させていただきたいと思えます。

それから 3 点目ですが、これは、実務的な点でありましたが、この基本設計というんですか、これからの将来的な実施計画に当たっては、15 学級というちょっと話がありますが、内容を見ますと特別支援学級 2 学級も併設をするという形で計画が示されておったと思うんですが、この特別支援については既に大和、あるいは八幡那比の方面において高等部含めた、その特別支援学校というものが整備をされて、従来の学級編成の中からそちらへ移行させていくと

というようなお話もあるようですが、そうではなく、白鳥においては特別支援の対象児童があれば、それも学級編成の中に含めて建設をしていくというのが基本的な考えなのか、その辺の3点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（美谷添 生君） はい。青木教育長。

教育長（青木 修君） まず、学校の統廃合も含めて今後の再編計画ということですが、これは手順としては適正な学級規模について検討をし、その上でその規模に合わせて学区の再編を行っていくと、そういうことを今後、今年度から検討していくというふうに私どもの計画の中には入れております。

それから、白鳥中学校につきましては、耐力度調査を行った結果として、危険校舎ですので、これは当然耐震の工事の該当として私たちは考えております。

それから3点目に、特別支援学級ですけれども、これは特別支援学校以外にそれぞれの学校の中で学級も設置しますので、そうした障がいのある子がいるという実態があれば学級は設置していくと、これは県の教育委員会がそういった形で学級の設置を認めていくということになります。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 将来計画、これは教育委員会の基本的な考え方をまとめていかれるというふうに思うんですが、ただいまの教育長の御答弁としては、いわゆる白鳥中学校の現在のですね、基本計画あるいは実施計画については再編計画は想定をしていないと、これはこれから検討するということになると、いわゆる白鳥の学校についてはそういうものとはかけ離れたところで実施するというふうにも聞こえるんですが、今年度からやるということの中に含めて、白鳥の学校についても実施の中では、それを想定しながら検討の中に入れて、基本的な考え方をまとめていくと、いわゆる実施計画をまとめていくと、いうふうに解釈できる、両面あるんですが、そのどちらなのか、これからやるからこれは独自の考えでやると、しかしこれから実施計画を建設に入っていくわけですから、含めて将来的な適正な学校規模というものも想定して一緒に検討していくというふうに御答弁されたかのかどうか、その辺を明確にさせていただきたいと思います。

それから、例えば昔は特殊学級といったんですけれども、今は支援学級という言葉だと思うんですが、支援校というのが県の方針でできてますね、郡上の中には、特別支援学校というものがありますね、それはいわゆる郡上市における対象児童の小あるいは中の対象者は、それぞれそちらの方に移行するという措置を含めて、学校が設置されたのではないかと、これは思いですが、そうでないと、この校区にあればそういう人が該当すれば、いずれの学

校においても特殊のないいわゆる支援学級というのは、すべての学校にまだ残していくというのが教育委員会の御方針かどうか、これは改めて確認させてください。

議長（美谷添 生君） はい、青木教育長。

教育長（青木 修君） 学校の再編の問題を含めて、これはあくまでこれから検討していくことですので、今、二者択一でこちらはどうか、こちらはこうというには、私の段階ではお答えをするということとは出来ません。

それから特別支援学校につきましては、それぞれ障がいを持っている程度にあわせて適切な指導をしていく、ということですので、例えば保護者の方がその子どもさんの状況を見られて、これはやはり一種の身体訓練も含めて、きちんとした訓練することによって育てていくということが大事やということであれば、特別支援学校を選択されますし、そうでなくて、通常の学級の子たちと一緒に生活をしながら力を付けていく、それで望ましいと思われれば保護者の方がその学級を選択していくということになります。設置につきましては、障がいの状況を踏まえて市の教育委員会の方から、どの学校にそうした学級を設置してほしいという要望を県の教育委員会に申請をします。そして県の教育委員会がそのことによって、障がいの実態があれば、あるいはニーズがあればある程度の基準に基づいて学級も認めるということになりますので、保護者の立場からすれば、選んでいく範囲としてその2通りあるということですし、そして教育委員会としては、それぞれの学校の校区にそうした子ども達がいれば、その子ども達が学習、あるいは生活できるための学級を設置するように、県の教育委員会に申請をしていく、こういう経緯になっています。

議長（美谷添 生君） 他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） はい、4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 4番 野田です。この一般会計でございますが、政権交代もあり、この政治の動きというものは、ここ数年の自民・公明政権によって暮らしが大きく壊されてきたと、それから将来に対する希望が持てないという大きな国民の怒りといえますか、そういうものの反映で実現されたとは私は思っております。そういった点では、この郡上市にありましても、例えば市民税の滞納も増えておるとか、それから国保税も滞納が増えるとか、あるいは周りでも大変これがえらいと。しかも年金から引き落としが増えて大変苦しいという声はいつも聞いております。そういった意味から地方自治体がこうした住民の暮らしを守る、

福祉を大事にするという地方自治体の本旨からいってそれにふさわしい役割を果たすかどうか、これが非常に大事であります。

そういった意味でこの一般会計を見ましたところ、20年度の決算については非常に不十分であると、例えば子どもの医療費の無料化についても、この年度大変郡上市は遅れていたと、何とかできないかということで、市長は就任したばかりですので、困難もあったかと思いますが、実際面では予算としては不十分であったと。それからこれは非常に悲痛な声があがり、私も何度かそういう声を紹介しながら改善を求めた障がい者自立支援法、この実施についてはこんねん度になって多少利用料が引き下げられたということありますけれども、現実にはいまだに障がい者の団体の皆さんは、これはなんとしてもやめて欲しいと、新政権もそういう方向で動かしという状況がありますけれども、そういった問題点。

その他介護保険も、入りたくても入れない人があって、その対応に、まだまだ郡上市の対応は十分ではありません。まあ努力はされておるわけですが、そういった点から問題があると、もっと福祉を大切にする必要があるのでというように思っております。その他教育の充実、それから入札制度の改革、今年になってこの制度の改革は少し進めようという姿勢が見られたわけがありますけれども、こういった点でこの20年度の決算につきましては、私は反対ということで意思表示をしたいと思えます。

議長（美谷添 生君） 他、討論はございませんか。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 21番。委員長報告の中にありましたように、態度保留という件があったという報告がございますが、態度保留しておりましたので、それを含めまして討論に参加させていただきたいというふうに思います。いわゆる主文ですか、主文ということではないか、賛成ということでございます。色々今若干の質疑を申し上げましたが、本件に関わる質疑の内容は白鳥中学校の基本計画に関する84万円の執行に関する質疑でありまして、予算の執行全体から言えば、279億余の内容でございます、それについての質疑は十分行われたというふうに思っておりますし、監査委員会も適切な指摘もございまして、そういう意味においてはこの予算全体の執行については適正と、私の判断させていただきたいというふうに思います。

ただ1件については、ただいま認定をされますこの予算の中の基本的な考え方の中に、白鳥中学校の問題が含まれておることがありまして、その点についての将来の建設計画等については今後ですね、精査をする中で含めて検討されるという内容に含まれるわけありますから、それが適切に将来運営されていくということも期待をいたしまして、本件につ

いては賛成ということで表明させていただきたいというふうに思います。以上であります。

議長（美谷添 生君） 他に討論ございませんか。

（ 9 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 9 番 古川文雄君。

○ 9 番（古川文雄君） 先ほど一部は賛成の討論ございましたけれども、全体にわたりましてですね、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思ひますし、賛成の立場からということでさせていただきます。20 年度ですね一般会計決算認定については、日置市長ですね就任をされましてから 1 年目の中で、市民の皆さんのニーズまた要望に対応すべき補正予算の計上、財政もきわめて厳しい中それぞれの部におきましてバランスの取れた予算計上、適正な予算執行本当に御苦労様ございました。

また 20 年度におきましては、国の大型補正予算の臨時交付金につきましても、適正な予算配分計上をただきましておかげで郡上市の活性化にも大きく寄与できたというふうに思っております。

また監査委員さんをはじめですね、各部において指摘要望のありました事項につきましては、見直しさらなる充実をですねお願いを申し上げまして、本案に賛成の答弁といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（美谷添 生君） 他討論ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

議長（美谷添 生君） それでは討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。

よって議案第 168 号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 169 号から議案第 191 号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 8 議案第 169 号 平成 20 年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から、日程 30 議案第 191 号 平成 20 年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの 23 件を一括議題にいたしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 169 号から議案第 191 号までの 23 件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました 23 件は、各常任委員会に付託してあります。

各委員長より御報告いただき、議案ごとに質疑採決をしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長 20 番 田中和幸君。

20 番(田中和幸君) 20 番 田中。

議長(美谷添 生君) 20 番 田中和幸君。

20 番(田中和幸君) 総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会報告書。

決算認定関係。

議案第 175 号 平成 20 年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について市長公室長から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 8 億 2,034 万 5,598 円、歳出決算額は 7 億 4,954 万 9,488 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 7,079 万 6,110 円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、ケーブルテレビ運営事業における運営サポート業務について質問があり、ケーブルテレビ、映像及び伝送路などを一括して株式会社フジクラに委託しており、1 名が常駐している。また、平成 21 年度からは、ある程度職員ができるところは職員で対応しているとの説明がありました。

番組購入費の内容について質問があり、主なものとして、NHK から連続ドラマの購入や多チャンネル番組購入などであるとの説明がありました。

伝送路保守工事について質問があり、電柱の支障移転や幹線の故障時の対応などであり、例えばムササビなどにケーブルをかじられたことによる断線などにも対処しており、作業を郡上ネットワークサービスに委託しているとの説明がありました。

インターネット運営事業のネットワーク保守業務について質問があり、全ネットワーク機器の保守を N T T に委託しており、八幡の局舎で 365 日 24 時間、遠隔監視しているとの説明がありました。

また、民営化を含めた今後の運営方法について質問があり、現在の放送内容は行政の広報的な役割を担っていることから、一般会計で応分の負担をしている。指定管理者制度を導入

した場合は、市の負担が軽減される可能性もあるが、指定管理料が無くなることはないと考えている。指定管理者制度を導入するとした場合に、行政情報が機動的に発信できるかも含めて検討しているとの説明がありました。

ケーブルテレビは一方通行でなく、双方向で活用できるという触れ込みであったが、現在の活用状況について質問があり、活用方法はいろいろあるが、それなりに費用がかかることから、今は通常のインターネットサービスだけである。NPOが高齢者の見守りに一部活用している例もあり、自主放送のデータ放送を活用した市民への情報提供などについて、国の支援策など財源確保を含めて今後検討していきたいとの説明がありました。

デジタル化されてもアナログテレビで見ることができるチューナーを無償配布するという報道があったが、その周知方法について質問があり、現時点では詳しい内容はまだ分からないが、生活保護世帯とか障がい者のいる市民税非課税世帯などで、NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯を対象とされるようであるため、今後、詳細な情報が得られしだい、福祉担当から情報提供する予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては態度保留の棄権者を除き、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 176 号 平成 20 年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について。

総務部長から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 445 万 6,647 円、歳出決算額は 382 万 8,307 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 62 万 8,340 円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、日吉駐車場だけの収支について質問があり、歳入は 250 万 5,786 円、歳出は 136 万 3,847 円であるとの説明がありました。

引き続き、委員から、市街地の北町は城下町プラザなどにより政策的に活性化させているが、南町は観光客等が少なく、いかに観光客を誘導するかにかかっていることから、日吉駐車場を観光バスが利用できるような機能に変更するような構想ができないかとの質問があり、日吉駐車場はスペース的にも限りがあることから、観光バスの乗降専用場所として転用する方法は考えられるが、当面は現行の利用を続けながら、状況に応じて関係部局と協議、検討したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 179 号 平成 20 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について。

市長公室長から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けま

した。

歳入決算額、歳出決算額ともに1,191万7,403円となっております。

審査の中で、委員から、基金の管理状況について質問があり、国債を購入しており、利子は1.7%との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第181号 平成20年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

大和振興事務所副所長及び産業建設課主査から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は2,140万5,437円、歳出決算額は791万6,690円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに1,348万8,747円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、管理会事務経費のうち図書購入費として約298万円が支出されていることの趣旨について質問があり、財産区の中に学校林が含まれており、60年生の木を間伐したところ約300万円の収入があったため、財産区で図書を購入し、大和町内の中学校1校、小学校4校に生徒数に応じて、財産区文庫として配布したものと説明がありました。

また、これに関連し、委員から、立木の売払収入は90万円しかないのではないかとの質問があり、実際の事業実施は平成18年ごろであり、繰越金の中に含まれているとの説明がありました。

委員から、実質収支額が1,300万円を超えるような額であり、これが翌年度に繰り越されることについて質問があり、森林総合研究所が急に予算付けをすることがあるので、常に対応できるように予備費として計上しているが、運用にあっては定期預金などを活用して管理しているとの説明がありました。

委員から、監査委員による、財産区の管理運営に関する費用以外の予算執行などに対する指摘を考慮し、決算認定を否決した場合についての質問があり、決算の効力に影響はないが、適切でなかったという責任は問われる。昨年度までは、従来慣行によって事務処理されてきたが、今後は改めさせていただくことになっているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第182号 平成20年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び地域市民課課長補佐から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は502万8,446円、歳出決算額は127万9,801円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに374万8,645円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、歳入の負担金及び歳出の林業振興費について、予算が約1,000万

円で決算が 80 万円程になっている理由について質問があり、森林総合研究所に対して事業要望していたが、予算が付かなかったためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 183 号 平成 20 年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び地域市民課課長補佐から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 782 万 8,818 円、歳出決算額は 274 万 710 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 508 万 8,108 円の黒字となっております。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 184 号 平成 20 年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び地域市民課課長補佐から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 524 万 162 円、歳出決算額は 363 万 5,630 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 160 万 4,532 円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、自治会活動助成金の支出の根拠について質問があり、財産区を構成している 6 つの自治会に対して、世帯数に応じて福祉目的で支出したとの説明がありました。

また、この助成は今年だけかとの質問があり、平成 18 年から実施しているとの説明がありました。

引き続き、委員から、これからは一般会計へ繰り入れて処理するのかとの質問があり、市の方針として統一していくことが決定しており、このことについて管理会に同意をいただいているとの説明がありました。

また、委員から、この自治会活動助成金を直接支出することは不適切な処理ではないかとの質問があり、地方自治法の行政実例から判断すると、完全に適切とは言い切れないので、今後は適切な処理をしていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 185 号 平成 20 年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長及び地域市民課課長補佐から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 2,858 万 3,623 円、歳出決算額は 1,852 万 6,205 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 1,005 万 7,418 円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、歩道新設事業について質問があり、作業を行うための歩道を整備するものとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 186 号 平成 20 年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

高鷲振興事務所長及び地域市民課主査から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 4,314 万 7,729 円、歳出決算額は 247 万 1,936 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 4,067 万 5,793 円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、土地貸付収入についてスキー場からまいねん入るものであるが、財産区として行う事業として認められるものなのか、管理会で論議したことはないのかとの質問があり、今まで論議したことはなく、スキー場も永久に続くものとは考えていないとの説明がありました。

これに関連し、委員から、この土地貸付収入は合併以前には、旧高鷲村の一般会計へ入っていたものではないかとの質問があり、村有林の一部を地域の産業振興や雇用対策を目的として貸付け、収入は全額基金へ積み立てて公共施設の整備時に活用していたとの説明がありました。

また委員より、毎年一定の土地貸付料が入るシステムは、他の財産区と比較して公平、公正性が損なわれるのではないかとの質問があり、高鷲地域の福祉、公共的事業に活用していただければ良く、最大限のご理解をいただいでいく必要はあるが、認められないという問題ではないと考えるとの説明がありました。

委員より、不用額が大きい理由について質問があり、山林造成費における不用額は、作業道が大雨により被害を受けた場合の復旧費として計上していたが、さくねん度は被害がなかったためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 187 号 平成 20 年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

美並振興事務所長から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は 810 万 2,134 円、歳出決算額は 154 万 2,053 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 656 万 81 円の黒字となっております。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 188 号 平成 20 年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

明宝振興事務所長から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は2,437万156円、歳出決算額は1,361万9,731円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに1,075万425円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、土地貸付収入について質問があり、財産区とスキー場との間において土地賃貸契約を交わし、財産区側の契約者は財産区管理会長であり、契約期間は平成17年度4月1日から10年間であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第189号 平成20年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

和良振興事務所長から、歳入・歳出の決算額と内訳及び財産に関する調書について説明を受けました。

歳入決算額は3,975万9,252円、歳出決算額は1,003万7,936円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに2,972万1,316円の黒字となっております。

審査の中で、委員から、交付金という項目で予算計上されたと思うが、予算審議の折に委員会及び議会において使途について説明した経緯はあったのかとの質問があり、地域振興会を設立して各自治体へ交付する予定であったが、財産区として各自治会の使途が把握できないことから、直接交付する方法へ変更したとの説明がありました。

これに関連し、支出した時期について質問があり、一番早いのが宮地自治会他で平成20年10月21日、一番遅いのが野尻自治会で平成21年3月26日に支出しているとの説明がありました。

また、歳入の立木売払収入と歳出の委託料が予算と比較して大きく減少している理由について質問があり、間伐による収入と間伐の経費をそれぞれ予算化していたが、実際には森林組合との協議により、収入と経費の差し引きで行う契約としたためとの説明がありました。

委員より、財産区の経理処理については、行政実例に基づいて統一的に処理すべきとの監査委員からの指摘もあり、今後は見直すよう要望するとともに、財産区の果実を配分することは適当ではないとの考えるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会 委員長 田中和幸

以上であります。

議長（美谷添 生君） 続きまして、産業建設常任委員長 15番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） はい。15 番 清水敏夫です。

議長（美谷添 生君） 15 番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） はい。付託をされました決算認定関係の 4 件についての経過と結果について主な内容を報告を申し上げます。

議案第 171 号 平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

水道部長及び水道会計課長から、資料により説明を受けました。

委員から清掃委託経費の内容について質問があり、上向式緩速ろ過池の清掃業務の委託経費であり、特殊な施設以外の清掃業務については、原則職員が行っているとの説明がありました。

大口滞納者への対応について質問があり、滞納者に対して給水停止通知を発送し、それでも納付に応じない場合は、給水停止措置を行っている。昨年度は 2 件の給水停止を行ったとの説明がありました。

水質検査の結果の公表について質問があり、郡上市のホームページで浄水全項目の検査結果について公表しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 172 号 平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

水道部長及び水道会計課長から、資料により説明を受けました。

委員から市全体の下水道事業の進捗状況について質問があり、管路計画としては、公共下水道事業が、昨年度の五町地区工事をもって完了。特定環境保全公共下水道事業は、今年度の美並地区工事で完了となる。農業集落排水事業は、平成 25 年度の相生地区工事の完了によって事業が終了する予定である。ただし、処理施設に関して都市環境センターと美並中央クリーンセンターの増設工事が残っており、都市環境センターが平成 27 年度までの計画で、美並中央クリーンセンターにおいては平成 22 年度から着手する予定。また、大和中央処理区において集合施設や共同住宅の増加によって、一部増設を予定しているとの説明がありました。

個別浄化槽の今後の整備状況について質問があり、国庫補助金の今後の動向によって変わることもあるが、現在では、平成 30 年度までを第 1 次計画期間と位置付け、整備を行っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 177 号 平成 20 年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について。

建設部長及び都市住宅課長から、資料により説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 190 号 平成 20 年度郡上市水道事業会計決算認定について。

水道部長及び水道会計課長から、資料により説明を受けました。

委員から八幡地域の有収率の向上にむけた対応策について質問があり、当該地域については、区間整理で行った比較的新しい配水管を除いて、平成 7 年度からの下水道工事に関連した旧管の布設替えを行い、これにより全体の 7 割程度の改修を完了したが、有収率の改善に繋がっていない。漏水の主な原因として、給水管からの漏水が原因と考えられるため、給水管の漏水調査を行うこととしている。調査対象箇所が数多くあるため時間がかかるが、随時計画的に改修する。本年度 20 件の漏水修繕をした。また、布設替えをしていない残り 3 割の本管部分についても調査をすることとしているとの説明がありました。

水道料金滞納者の対応方法について質問があり、基本的に簡易水道料金の対応方法と同じで、6 ヶ月以上の滞納者については給水停止予告を送付した後、それでも未納の場合は、水道法第 15 条第 3 項の規定により給水停止の措置をとっている。多額滞納者については、分納の方法で対応しているとの説明がありました。

監査委員からの指摘である八幡地域の有収率及び白鳥地域の厳しい経営状況について質問があり、八幡地域については漏水箇所の特定に全力を注ぐこととしている。白鳥地域については接続率の問題もあるが、減価償却費と起債償還額が大きな原因となっており、現在の状況で試算すると厳しい経営が平成 35 年度ごろまで続く。加入率の向上には利用者の協力が不可欠であり、強制加入ができないため難しいが、加入率は年々向上しており、町村合併時に比べて約 10% 伸びている。現在できることとして、収入の確保に努めるとともに、維持管理経費等の節減に努力しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上のとおり報告します。

平成 21 年 10 月 7 日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会産業建設常任委員会 委員長 清水敏夫

以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（美谷添 生君） それではここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後 1 時を予定いたします。

（午前 11 時 54 分）

議長（美谷添 生君） 御案内申し上げますが、本議会終了後、全協を行いたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（美谷添 生君） 委員会報告の続きを行います。

引き続きまして、文教民生常任委員長 13 番 尾村忠雄君。

13 番（尾村忠雄君） 13 番 尾村です。

文教民生常任委員会の決算関係 7 件について 9 月 17 日、9 月 28 日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第 169 号 平成 20 年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は 49 億 5,391 万 9,558 円、歳出決算額は 46 億 7,897 万 4,056 円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに 2 億 7,494 万 5,502 円となっております。

後期高齢者医療制度の創設及び退職者医療制度の廃止により、歳入においては、保険税は従来の「医療給付分」と「介護納付分」に加えて、「後期高齢者支援分」が約 2 億 8,000 万円増えたが、全体では国保被保険者数の減少により、対前年比で約 3 億 2,000 万円が減少した。また、保険税の滞納額は現年度分が約 8,800 万円、過年度分が、約 2 億 1,800 万円と合計で 3 億円を超えた。収納率は現年度分で 93.47%と対前年比で 1.64%の減少を見た。

国庫負担金の療養給付費等負担金では、後期高齢者支援負担金約 1 億 7,900 万円が新たに交付されることとなったが、全体では約 6,600 万円の減少となった。また、退職者の療養給付等交付金は、約 5 億 2,000 万円の減少となった。また、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者を支援する前期高齢者交付金約 9 億 7,000 万円が新たに交付された。

歳出では、一般被保険者の療養給付費が約 5 億 4,000 万円の増額としたが、同退職者分では約 5 億 5,000 万円が減少した。また、葬祭費の交付件数は前年に対し 286 件が減り、同交付金額では 1,430 万円の減少となったなど、歳入・歳出の概要についての説明を受けました。

委員からは、滞納者対策及びこれに従事する職員の研修についての質問があり、滞納総額は 3 億円と非常に大きな額であるが、過年度分は生活困窮や行方不明等複雑な諸事情から非常に徴収が困難であり、執行停止や不納欠損につながっている。滞納額の累積を防ぐために

は、如何に新たな滞納者を出さないようにするかが大事であり、税務課とよく連携して、現年度の収納率の向上について特に努力すること、その中、特に4名の嘱託徴収員は、大きな成果をあげているとの説明を受けました。

また職員研修については、この10月には、厚生労働省の収納率向上アドバイザーを招いて、中濃地域市町村の職員研修会を郡上市で開催すること、また中濃地域の各市を第一人に県下各市との情報交流などに努めているが、収納業務は、法律的にも、実務的にも、奥が深く、今後とも質を高める努力が必要であるとの説明を受けました。

直営診療施設勘定

健康福祉部長及び郡上市地域医療センター事務長から国民健康保険特別会計のうち直営診療施設勘定の歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は4億7,346万5,286円、歳出決算額は4億4,287万4,600円、歳入歳出差引額は3,059万円686円となっております。

審査の中で委員から、高鷲診療所が和良診療所と比較して医療用消耗器材費及び医療用衛生材料費が突出している理由について質問があり、医療用消耗器材費のうち、レントゲン撮影にあたり、和良診療所は施設整備を機にデジタル化したが、高鷲診療所はフィルム方式のため、フィルム代等の消耗品に費用の差がある。医療用衛生材料費については、和良診療所は平成19年8月から院外処方としたが、高鷲診療所にあたっては院内処方のため薬剤購入費の差であるとの説明がありました。

直営診療勘定を企業会計に置き換えると赤字となるのかとの質問があり、不採算部門であるため、他会計からの繰入金がないと収支は赤字になるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第170号 平成20年度郡上し老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は6億1,428万2,825円、歳出決算額は6億1,418万247円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに10万2,578円となっております。

老人保険制度は、後期高齢者医療制度の創設により廃止となり、平成20年3月31日までに診療等を受けた医療費等の精算を残すのみで、当該特別会計は平成22年度をもって廃止の予定であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 173 号 平成 20 年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は 32 億 3,029 万 1,710 円、歳出決算額は 31 億 9,096 万 4,760 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 3,932 万 6,950 円となっております。

審査の中で委員から、居宅介護住宅改修費と居宅支援住宅改修費の助成の上限は 20 万なのかとの質問があり、同じ住宅改修だが要介護と要支援の介護区分によって会計を分けている。介護保険特別会計の事業では、いずれも一件あたり上限 20 万以内の助成であるが、老人福祉費の高齢者いきいき住宅改善助成事業にも該当する場合は更に 30 万円の助成が上乘せされ、最高 50 万円以内までの助成となるとの説明がありました。

地域密着型介護予防サービス給付費の不用額が多いのは、地域密着型の小規模多機能施設の利用が当初見込みより少なかったとの説明を受けたが、今年度の推移はどうかという質問があり、地域密着型の小規模多機能施設は、さくねん度開設して間もない施設もあり市の試算ほど利用が伸びなかった。市では地域密着型施設の事業所が定期的開催される運営会議に参加させていただき、利用者のご家族、地域の代表の方等とともに利用しやすい施設運営について話し合いの機会を持っており、利用者も少しずつ増えているとの説明でありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 174 号 平成 20 年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び郡上偕楽園長、国保白鳥病院事務局長、郡上市地域医療センター事務長から介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を受けました。

歳入決算額は 6 億 9,200 万 382 円、歳出決算額は 6 億 8,964 万 5,088 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 235 万 5,294 円となっております。

審査の中で委員から、諸収入の雑入で電気料等受入金とあるがこれは何かとの質問があり、郡上偕楽園だけジュースの自動販売機を入れておりその電気代として 7 万 2,000 円を頂いているとの説明がありました。

3 施設とも給食賄材料費とあるが、施設によって 1 食あたりの違いはあるのかと質問があり、献立の内容は施設によって違うが、1 食当たり 350 円を目標として調整しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 178 号 平成 20 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について。

教育次長及び教育総務課長補佐から青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は 3,921 万 6,922 円、歳出決算額は 3,056 万 9,895 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 864 万 7,027 円となっております。

奨学貸付金の不用額が 783 万 2,105 円となっているが、これについては補正時期が年度末であったため、20 件の一時金貸付予定に対して、実績が 5 件であったことによる不用額であるとの説明がありました。

審査の中で委員から貸付申込件数についての質問があり、月額貸付は 1 件、一時金貸付は 5 件であり、申請者についてはすべて審査を通った、また、年度末での P R 効果もあって、平成 21 年度の新規月額貸付は 5 件となった。平成 22 年度の新規月額貸付は 10 件程度を目標としているとの説明がありました。

一般会計からは、2,000 万円の繰入があり、返済も本格的に始まっていると思われるが、事業の運営は大丈夫かとの質問があり、一時金の貸付状況によって基金残高が変動するので、一時金貸付が多くなれば一般会計からの繰り入れも必要となる可能性があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 180 号 平成 20 年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は 4 億 6,698 万 5,687 円、歳出決算額は 4 億 5,763 万 8,011 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 934 万 7,676 円となっております。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合と県下各市町村の連携の下に運営されており、広域連合は、保険料の賦課や医療費の給付、被保険者証の発行を、市町村は保険料の徴収と被保険者証の配布など、被保険者の方との窓口全般の業務を担っている。特に当該制度の周知については、19 年度から出前講座や各種会合を利しての説明会の開催や市ケーブルテレビや市広報誌などで努めてきたが、20 年度の年度途上で軽減措置が施行されるなどの制度改正があって、その周知には苦慮するところとなった。その状況下においては、多数の保険料の未納付者が生じるところとなり懸念したが、結果において収納率は 99.31%と

県下平均の 98.84%を上回ることができた。また、滞納者は年度末では 59 人、滞納額は、約 208 万円にとどめることができた。

この制度の最大の課題は制度の周知と保険料の徴収であり、平成 21 年度においても年度年金天引きであった方が、現金納付に変わるなど、引き続いて制度上の混乱が尾を引き、第 1 期の納付期限が過ぎて 1,500 名を超える未納者があり困惑したが、「納入通知であることがわからない」というのが大半の理由であった。

一人一人に説明することがその解決の道であり、極力、滞納とならないように周知に努力するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 191 号 平成 20 年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

郡上市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から郡上市病院事業等会計決算について説明を受けました。

両病院の合計収益的収入決算額は 35 億 7,047 万 2,500 円、収益的支出決算額は 38 億 8,582 万 6,533 円で、資本的収入決算額は 1 億 3,517 万 5,750 円、資本的支出決算額は 2 億 1,094 万 6,094 円となっております。

審査の中で委員から、国保白鳥病院の訪問介護ステーションの業務は 3 ヶ月間経過したが、実績は良いかとの質問があり、良好に推移しており、開設時に比較しても増えてきているとの説明がありました。

国保白鳥病院のその他医業外収益の中で不用品売却益があるがこれは何かとの質問があり、産婦人科が郡上市民病院に集約されたことにより、不用となった医療機器を郡上市民病院に売却したものであるとの説明がありました。

また、決算審査意見書では平成 21 年度からの公立病院改革プランで、平成 23 年度には経営黒字化を達成されるよう望むとあるが、実際に改善努力の見込みがあるのかそれとも診療報酬の改定がなされないと黒字にならないのかとの質問があり、両病院ともに一番の課題は医師不足による患者離れと、診療医療の改定により入院、外来収益の減少であることを捉え、改革プランに沿って、職員一丸となり収入の確保や、経費削減、診療体制の見直しなどから目標達成に努めるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上のとおり報告します。

平成 21 年 10 月 7 日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会 委員長 尾村忠雄

以上です。

議長（美谷添 生君） それでは報告が終わりましたので、各議案につきましてそれぞれ質疑採決を行います。

議案第 169 号 平成 20 年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 169 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 170 号 平成 20 年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 170 号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議案第 171 号 平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(4 番議員挙手)

議長 (美谷添 生君) 4 番 野田龍雄君。

4 番 (野田龍雄君) この実績の方ですが、46 ページの最後のところの起債元金償還事業に 5 億 9,700 万多元とありますが、これ非常に去年と比べても多くなっている、その多くなった理由についての説明があったんでしょうか。なかったんなら説明をお願いしたいと思います。

(13 番議員挙手)

議長 (美谷添 生君) 13 番 尾村忠雄君。

13 番 (尾村忠雄君) 決算に係る金額のことですので、理事長の方で答弁をお願いいたします。

(15 番議員挙手)

議長 (美谷添 生君) 15 番 清水敏夫君。

15 番 (清水敏夫君) はい、事務局の方から説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長 (美谷添 生君) 木下水道部長。

水道部長 (木下好弘君) お答えをいたします。実績報告書の主な事業報告の 46 ページの起債元金償還事業 5 億 9,784 万 5,692 円の御質問ということによろしいでしょうか。これにつきましては、決算書の方を御覧いただきますと 86 ページでございますけれども、例年より元金の方でございますが、多くなっておりますが、これは決算書の 86 ページの備考欄に記載してございますように、例年分以外に繰上償還分を 3 億 1,033 万 120 円が入っております。さくねんとの比較でございますけれども、19 年度につきましても繰上償還ございましたけれども、19 年度につきましては繰上償還額が 1,476 万程ということで、この金額の差異ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長 (美谷添 生君) 他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 171 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 172 号 平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ 4 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） 4 番です。ずっと今回の場合は、下水道の事務経費から各細かい項目の金額が書いてありますので、内容が想像というかある程度理解できるわけですが、そのうちの 48 ページの特環ですんな。ここは、さくねんは 2,600 万のところ、4,400 万となっておりますし、その中身が去年の場合は出とらんもんで、ちょっと比べれなかったんですが、どういった点で増えておるのか説明をお願いします。

（ 15 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） はい、15 番 清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君） はい。詳細の数字につきましては、当局の方から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） 御質問は、特環の施設管理費の増という。

特定環境保全公共下水道処理区の管渠維持管理事業ということでしょうか。これにつきましては、特環の施設でございますので、御案内のとおりだと思いますけれども、美並の処理区それから八幡の五町、八幡処理区につきまして、川佐等で供用開始になった分、それから美並での下田等の地区で供用開始になった分が増えてきたというようなことから、マンホールポンプ管理等の維持管理費、中心は電気代等になるかと思えますけれども、そういう部分で増えてきたということで、供用開始面積が増えてきたということに伴う維持管理費の自然増ということで御理解いただきたいと思えますが、よろしく願いいたします。

4 番（野田龍雄君） 各項目の数字が増えてきてるということやもんね。中の。

議長（美谷添 生君） 木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） はい。中心は管路が増えてきておりますもんですから地形上、川等が多うございますので、そういったところにマンホールポンプを設置しまして、川越え等を行います関係から電気代等が中心となりながら全体的に増えてきたというような御理解でよろしいかと思えますが、よろしく願いいたします。

（ 4 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 細かいことはいいんですけど、これ見るとマンホールポンプの管理委託経費が895万ほどやんな。んで、この項目全体ではかなり1,800万ほど増えておるもんで、どこが増えたんかなと思ったんやけども、全体やというふうに僕思ったんや、そしたら特にマンホールポンプって言われるので、またこれはあとの細かい項目も後ほどお聞きしますので、また教えてください。実際はこれだけやなしに、他も増えとるというように理解をしておりますが、それでいいのでしょうか。

議長（美谷添 生君） はい、木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） はい。ちょっとこの項目の仕分けにつきましてはさくねんご指摘をいただいたということで、ちょっとさくねんの資料が手元にないもんですから、本年と同様の仕分けをしないとさくねんとの比較は明確になりませんが、先ほど申しましたようにマンホールポンプ、面整備をおこないました関係で、管路の維持管理費が増えてきておると、で中心になりますのが電気代とそれからここにございます管路の委託を、ポンプの点検委託を行っております関係で、その関係が中心に、主なものになるかと思っております。ということでございます、御理解いただければと思っております。

議長（美谷添 生君） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第172号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第173号 平成20年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） はい、4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） はい、4番です。52ページの確かこれ、けさほど修正のあった上から2つ目の11020保険システムの改修保守委託というのを消したというように思うんですが、この中身がさくねんと比べてもかなり額が多いもんですから、何で増えたのかなと思って質問しようと思ったら訂正してここ消しましたので、中身はなんなのかな、こういうこと書かなくてもいい、単なる事務経費と、それが非常に増えておるといいうことやもんで説明をお願いします。

同じくですが、次のページの55ページ、上から2つ目の50250任意事業費ですね、これ派遣事業とそれからその下にもやっぱり生活管理ってやつがありまして、これも訂正ということでしたので、これはですね、きょねんと比べると減っておりますし、この中身もね、ここに書いてあるやつ見たら、訂正したんですけど実利用が6人で延べが153とあって、きょねんを見ると5人と240やもんで、数回数すると多いし、これ減つとるでなんやら聞きたいと思ったら消されたということですので、その欄の説明をお願いいたします。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） はい。52の介護保険の管理事務経費でございますけれども、基本的には介護報酬の事務処理を情報センターの方でしていただいておりますので、その経費ということでございます。それは介護報酬の改訂があったということで、事務経費も若干増えてきておるといようなことでございますので、情報センターの方への、それから後一般的な事務経費が入っておりますのでよろしく申し上げます。

それから72の55の502任意事業費でございますか。これはですね、介護保険のサービス事業の中で、いわゆる前も1回御説明させていただきましたけれども、いわゆる相談事業といたしますか介護保険の場合は居宅の介護サービス事業、いわゆる要介護支援の方対象の事業と、それから対象者のいわゆる要支援の方事業ということで予防サービス事業ということがございますけれども、その中で任意というのは、各町村はやってもやらなくてもいいという、変な言い方ですけども、強制はしておらんです、そのサービスは。ということでございます。それで介護相談所派遣事業ということで始終、市内のですね26事業所の方にそれぞれそういう相談に乗っていただくように、この地域包括センターとかですね、一部うちだけの職員ではそのことには手が回りませんもんですから、そういう意味でいいますと、介護相談事業派遣ということで各事業所の方をお願いをして色々相談に乗っていただいておりますと、それにかかる人件費に相当する経費ということで、さくねん度に比べて44万ほどは減っておりますとは思いますが、若干のその派遣の回数等が減ってきたということを含めてですので、よろしくをお願いいたします。

議長（美谷添 生君） 他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。
委員長の報告は原案を認定するものであります。
委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって議案第 173 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。
議案第 174 号 平成 20 年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑
を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。
委員長の報告は原案を認定するものであります。
委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって議案第 174 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。
議案第 175 号 平成 20 年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について質
疑を行います。
質疑はございませんか。

(12 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 12 番 武藤忠樹君。

12 番(武藤忠樹君) はい。ケーブルテレビの特別会計の歳入の方ですけれども、諸収入、
雑入の中の 178 ページになります。雑入 712 万 2,289 円。雑入の中の雑入ですけれども、そ
の内容をお知らせください。

それから一番下にあります広告放送手数料 52 万 9,000 円のことと、この 2 点の歳入と、それから歳出の方ですけれども、これは 72 分の 58 の方なんですけれども、放送番組審議会に 2 回とありますけれども、この放送番組審議会というものの内容っていったら、どんなことをやってみえるのか、誰がやってみえるのかちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（美谷添 生君） 執行部の方で答弁を願います。

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） 雑入ですが、先ほど 700 何万とおっしゃいましたが、けさほど冒頭で総務部長から訂正のお願いとお詫びを申し上げましたが、たまたまこれ手作業で数字をかまっていますね雑入 7122289 が、正確には 37 万 8411 円でございます。たまたまこの下の 006 の工事保証金が加算をされて入っておりましたので、お願いをしたいと思います。

それから広告放送手数料でございますが、現在ケーブルテレビでたまに御覧いただきますと色んな広告放送をやっておりますけれども、その広告元からいただくお金でございます。

それから番組審議会についてのお尋ねでございますけれども、色々な市の独自の番組を企画をいたしまして、その審議会条例に基づく市長の委嘱の委員の皆様によって構成をされておりますけれども、その構成メンバーの中には市民の代表の方を始め、あるいは元 NHK におられた方とか、天文的な方とか色々な方々の構成によってなされておまして、番組のもちろん内容とか作り方とか、あるいはそのボリュームとか色々なこのケーブルテレビ全般にわたりましての、御意見あるいは、何とか御提案をいただくような場で、年 1 回または 2 回開催をいただきまして色々な御意見をいただいておりますような活動をいただいております。

（ 12 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） はい、12 番 武藤忠樹君。

12 番（武藤忠樹君） はい。ケーブルテレビの中に一般の方から広告収入ってあると思うんですけれども、それは雑入の中に入っているのか広告放送手数料に入っているのか、なんていうか郡上市内の業者の方が、ケーブルテレビに自分の番組放送される場合の費用というのは雑入に入っているのか広告放送手数料に入っているのか、その辺がちょっと知りたいということと、それからケーブルテレビ運営費の中に非常勤職員報酬として 7 万 2,000 円の支出済み額がありますけれども、これは結局この放送番組審議会議員に対する費用として、報酬額としてみていいのかということの 2 点についてお願いします。

議長（美谷添 生君） 松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） まず、雑入の中には今お尋ねの広告放送は入っておりません。この雑入はですね、ちょっと申し上げますと、いわゆるケーブルの新線の微細な使用料で 7

万2,000円程ですし、一束化利用料ということで、これも専門的な用語で申し訳ございませんが、その軽微な使用ということで24万3,000円程というようなものが主なものでございます。あくまでもいわゆる広告放送は非営利が5件、営利が12件ということで先ほどお尋ねの手数料の中に入っております。

それからいま1つの報酬は、お見込みのとおり審議会の報酬でございます。

議長（美谷添 生君） 他質疑はございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 委員会の審議で保留をしたんですけれども、時間が詰まっていることもありまして、色々沢山質問がありまして、ちょっと明確でないところもあったけれども整理をしようなんだということなんです。主なものは1つは委託が結構ありまして、かなり高額であるというようなことで、お聞きすると1つの委託については、かなり安くしてもらおうようにしたということを書いてみました。

しかしその他のことについては、ほとんど変わっていないというように理解しますし、これ今後の課題でもありますので、再度ここでそういった委託、特にフジクラというような専門の業者でないと出来ないというようなことについては、やはり色々工夫をしてよりよい仕事をしてもらえるようにする、安くできるようにするという努力は必要でないかというように思いましたので、そういうことと、それから大変厳しい財政の中で一般会計から繰り入れて、特に公債費の償還にあてておる、それから運営費もここから入れておるということですので、そういった点で、厳しいより効率的な運営が望まれるわけですけれども、例えば今回で言うと今後の機器の更新ということのために、公債費の積み立てを、基金の積み立てをするということも考えておられるわけですけれども、少ない予算の中ですので、2,500万の積み立てというようなことがあります。実際にはこの予算を見ましても、不用額がかなり出ているというようなことでありますので、5,900万でしたか、そんなようなこと考えますと、運営の仕方は考慮する必要があるというようなことを思いましたので、その辺についての御意見も聞いたうえで、態度を決めたいというように思っております。

議長（美谷添 生君） はい、松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） まず、運営についての総括的な御意見をたまわりましたが、まずちょっと整理をさせていただきたいのですが、このケーブルテレビといいますのは、いわゆる通常の民間でも行えるようなサービスはもちろんありますけれども、それ以外にもう1つ非常に重要な役目といたしましては、いわゆる通常の市民の皆様方へのお知らせ、行政等

をはじめとするお知らせのことですとか、もちろん防災等緊急のこともちろんでありますけれども、そういった面が非常に大きい部分もございます。

なお、このケーブルテレビ管内とは言いながら、実際にはもう1つの民間でやっておられる会社の方へも、現実的には同内容で御覧をいただけるような対応になっておりますし、そういった意味でこのいわゆる行政負担としての分が、前にも何かの機会に申し上げましたけれども、いわゆるそういったその理論的にですね、例えば伝送路の管理の部分で今申し上げましたように、当然行政として市民の皆様へ情報をお知らせしなければならないという部分の分を理論的に計算をいたしましてですね、いわゆる庁舎と庁舎の幹線部分での分では126万3,696円、それから庁舎と色々な公共施設が市内にございまして、それらの連携の電柱共架として395万5,745円、それから電柱敷地料で行政の分といたしまして83万1,561円、それから電柱の支障移転を伴った場合の工事がございます。そういったものが、これは行政等の支障移転ですが、730万5,539円、それから一番大きいといいますが、いわゆる音声告知放送、住民の皆さんに色々お知らせをするシステムでございまして、そのシステム管理といたしまして、2,392万4,000円、それから端末の管理といたしましては713万5,178円、それからもう1つは、防災上の防災チャンネルシステムというものを入れてございまして、そのもののシステム管理が189万7,000円、それからこの行政運営としての分の人件費といたしまして634万円。

それから今の一般会計のところでは決算認定の特別委員会でも出ておりましたけれども、いわゆる免除のこの受信料の免除の方があります。これは免除規定に基づきまして免除をこのケーブルテレビ会計の方でさせていただいておりますが、その分につきましては、福祉の方からではございますけれども、あくまでも免除をする分につきましては行政の責任においてということで、一般会計の方から301万4,550円でございますけれども、今申し上げましたものを合計いたしますと5,566万7,000円にがしということになりまして、理論的にいわゆる行政としての当然やらなければならない分としての繰り入れということで、繰り入れをさせていただきとるということにつきましては御理解いただきたいと思います。

また、基金の積み立てのことですけれども、ただいま申し上げましたように、この理論的な行政としての繰り入れは、繰り入れとしていただいた上で利用料等をいただいた上で、いわゆる収支につきまして、こう出てまいった余剰というものにつきましては、あくまでもその不用額としては別の参考資料にもございますように、いわゆるNHKの受信一括の分で見込み違いがあって少し不用額がございますけれども、それ以外につきましては、あくまでもこの通常の運営経費に対しまして、それだけ俗な言葉で言いますと、収益が上がったといいますが、そういった捉え方をあくまでもいたしております。

そういうことでその分を基金に積み立てをさせていただきまして、将来に対応させていただきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委託につきましても、たまたま総務常任委員会の時にお尋ねをいただきましたことにつきましては、そのようにさせていただいておるといふことでございますけれども、それ以外にも非常にいくつかの、例えばインフォメーションネットワーク郡上八幡INGですが、これに対する番組の制作の委託でありますとか、あるいはいわゆる音声告知端末等の保守管理、あるいは故障の時の対応でございますけれども、郡上市内の業者の皆様によります郡上ネットワークサービスさんへの委託、それから365日24時間の監視を行っていただいておりますNTT西日本さん、それからあと、地上デジタル自主放送設備の整備工事をいたしましたけれども、そういったものについては、これは委託契約ではございませんけれども、株式会社ブロードネットマックスさんというところ、また先ほど委員からお尋ねの株式会社フジクラの方と、いふようなことで、それぞれまいねんそのほぼ同じ業務でございますけれども、精査をしながら協議をして対応をしておるといふことでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（美谷添 生君） 他、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第175号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第176号 平成20年度郡上市駐車事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 176 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 177 号 平成 20 年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 177 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 178 号 平成 20 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 178 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 179 号 平成 20 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 179 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 180 号 平成 20 年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑
を行います。

質疑はございませんか。

(4 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 4 番 野田龍雄君。

4 番(野田龍雄君) はい。この会計は後期高齢者からの保険料と、それから市、県、国等の費用等で行われており、しかも市の中からは国保の方からかなりの支援金が出ておるということで、ここを見ただけではこの制度がどのように運用されておるかちょっと分からぬので、この説明書を見ますと、51 億ほどの保険給付がされておると、それだけの医療行為がなされたんかなと思いますけれども、簡単で結構ですので、これ、県の方でやられるということやもんでな、わからんといわれれば結構ですけれども、郡上の例えば受診者がどの程度あって、そしてそのようなことも分かるのかということもね、この 51 億というのが保険給付費やというふうに書いてありますが、その他出ておるものがあればね、こういうように運営されておるということをちょっと知りたいと思いますので、お願いします。

議長(美谷添 生君) はい、布田健康福祉部長。

健康福祉部長(布田孝文君) はい。今野田議員さんがお話ありましたように、20 年度はじめての会計ということで、非常に住民の方にも制度を知っていただくということで、先ほどの委員長さんの報告の中でもありましたように、多少の混乱もあったというふうに率直に思っております。

それで、大きくはですね、広域連合でこのことをさせていただいたということで、広域連合の中でいわゆる郡上市におけるですね、75歳以上の医療給付金のそれまでの実績の分を案分といいますか、岐阜県の中で案分を出しながら、それを各市町村ごとの人口割とかで案分をしていったという経過がございます。

それであるべくならちょっとこの決算とは違うかもしれませんが、最新のデータで郡上市の状況ということでしたので、お話をさせていただきますと、現在21年の7月が新しいデータありますので、8,748の方が対象者であるというようなことであります。そのうちいわゆる今出ております普通徴収等々とか特徴ということでは、特徴関係で約8,248名ほどでございますし、普通徴収の関係では500名の方ということであります。

そういう中で色々混乱ありましたが、いわゆる軽減措置等々がとられまして、いわゆる9割軽減7割ですが、これ今8.5割ということになっておりますけれども、5割以内という軽減措置で郡上市の場合は5,274人の方々がこの軽減の措置、いわゆる68%ほどが軽減措置の対象になっておられるというふうに思っております。それから参考に県ということでは、1人当たりの保険料ということになりますと、これは今までも市長がたびたびお話をしておりますけれども、1人当たりの平均保険料は県下平均が、5万8,841円でございますが、郡上市の場合はいいか悪いか所得が低いということもありますが、3万6,974円ということで大変都市部の方々にお世話になっておるということも率直に思っております。これ支部で言いますと、21岐阜県下ありますが、1番低い金額でございますし、市町村合わせた中でも岐阜県の中でも40位ということで低いという額というふうに思っております。

一方保険料の軽減でありますけれども、やはり非常に軽減率が、約68%高いということで、郡上市の場合は軽減の1人当たりの平均が1万6,328円で、県全体では1万2,905円ありますので、県の中でも非常に126.5ということで26.5%ほど多くですね、軽減をさせていただいておるようなことでございます。

そういう中で、内容的には途中で色んな軽減措置が出てきたものですから、当初予算と比べると軽減分が要は、いただくお金も減ってきたということがありまして、その分出す分も当然減ってきたということで、これがすべてのところで国とか支払基金とかですね、色んな関係で上限といいますか、それが出てきたというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（美谷添 生君） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 180 号は、原案のとおり認定することに決定しました。

議案第 181 号 平成 20 年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(4 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 反対ですか。4 番 野田龍雄君。

4 番(野田龍雄君) 先の委員会でも、申し上げたんですけれども、この財産区の図書購入について、図書についての市の教育費としてのもので出ておりますので、こういう形で出るということについては、問題あるのではないかという論議がされました。

そして監査委員さんも、そういう支出については難しいという書き方やったと思うんですが、指摘をされておりますので、私やっぱりそういうことについては、今後正していくということはお聞きしておりますけれども、やはりこういう支出については、問題ありということで反対を申し上げます。

議長(美谷添 生君) 賛成の諸君の討論を許可します。

(8 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 8 番 村瀬弥治郎君。

8 番(村瀬弥治郎君) はい。8 番 村瀬です。

はい。議案の 181 号のこの本案は、あくまでも平成 20 年の決算であります。21 年度の当初の予算委員会でもそういった面が指摘をされまして現状は改正されたということがございます。21 年以前の行政実例とか慣行的な面もあり、予算執行に当たっては財産区の主体性の尊重とか特性を理解をいたしまして、この件に対しましては賛成ということで認定をしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（美谷添 生君） それでは、賛否の討論がありましたので、他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（美谷添 生君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって議案第 181 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 182 号 平成 20 年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 182 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 183 号 平成 20 年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 183 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 184 号 平成 20 年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 4 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） この件につきましても、自治会活動助成金として 90 万ほどであります
が、出ております。自治会活動についての助成金も市から別個出ておりますので、こういう
形でこの地域だけは二重になるという形になりますので、こういうやり方を今後は検討する
ということですが、実際は今の条例も通ったんですけれども、市を通して申請をすれば通っ
ていくというようになっていくような気がしております。

そういった意味でこの財産区の利益といいますか、果実というかそういうものをどう生か
していくかということはやはり、その市が一体化していくということを考えた上でも、今後
検討課題であると思っておりますので、この問題についてはこれに賛成を出来ないとい
う指摘をしたいというように思っております。

議長（美谷添 生君） 他に討論はございませんか。

（ 10 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 賛成の討論、10 番 清水正照君。

10 番（清水正照君） 清水です。原案に賛成する立場で意見を述べたいと思います。財産区
の予算執行におきましては、管理会の元で厳正な予算執行を行い、当該財産区においては財
産を管理するに当たって、全責任をもってということで、こんにちに至っているというふう
に理解をしております。執行部とされても、こんねんど地方自治法の、行政実例に基づき運
営されるよう財産区管理会との協議を経て、財産の管理及び処分に関する方針や、財産区住
民福祉向上事業補助金交付要細等を定め、法に沿った形に改正するよう手続きをとっておら
れるところでございます。

20 年度のただいま説明されました北濃財産区の決算は、合併時の申し合わせによるもので
あり、北濃財産区の決算の認定に賛成をいたすものであります。議員各位の御賛同をいたし
たいというふうに思います。

議長（美谷添 生君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（美谷添 生君） ありがとうございます。

賛成多数と認めます。

よって議案第 184 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 185 号 平成 20 年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 185 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 186 号 平成 20 年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 186 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 187 号 平成 20 年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 187 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 188 号 平成 20 年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 188 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 189 号 平成 20 年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（21 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21 番 金子智孝君。

21 番（金子智孝君） 本件に関しましても、所管の委員会の報告もございましたし、質疑も十分行ったところでありますが、ちょっと1つ2つ御質問したいと思うんですが、委員長報告にもありますように、この和良財産区については、自治会の方への交付金ということで予算が計上されておるわけでありましたが、その実施もされておるということでありましたが、そこにありますように、当初は地域振興会というものを設立をして、そこが各自治会に配分をするというような形で執行したいというような内容であったと、こういうふうにあります。これが他の財産区とはちょっと違う点であります。その地域振興会という組織がですね、これはお伝え聞くところによると20年の3月頃にそういう会を作ってですね、当該地域において。そして将来ともに恒常的にといいますか、継続的にこの会があるわけでありまして、そこへ財産区の果実をですね、流しながら自治会進行しようという、そういう趣旨で設立をさせたやに聞いておるわけなんです。この会というものは、今回この予算では今のような配分の仕方では自治会の活動が掌握できないという部分で、直接補助を出すという御説明ということなんです。そもそもその地域振興会というのは現存しておるのか、いわゆる予算がそういう形になったということで、こうした振興会というものは、現地においては実質無いんだと、消滅しておると、こういう解釈で執行部としてはおられるかどうか、この点が1つ、お尋ねしたい点であります。

もう1点はですね、今回予算執行されております内容が、895万6,000円ですか、かなり巨額な補助金であります。これは御承知のとおり引き続きですね、21年度においても事業の継続というような形で、自治会の方へ新年度予算として計上しておりますから、この財源原資というのは、平成20年の2月の時点の要するに骨格予算の時に1,600万という原資をですね、予算を可決されておりますが、実施がちょっと遅れておるわけでありまして、その1,600万の原資について若干お尋ねするんですが、本来はその財産区の財産の売り払い収益、そういうものを原資として、かかり今のような住民福祉という形でそれを処理するというのは、いわゆる法律に基づいて手続きを行えば妥当であるということはいえないわけでありまして、この20年度の予算執行については、それが不十分であるということは既にご指摘のとおりでありますけれども、もう一面、合併当時、その財産区をもって出る時に、確か和良においては、和良ですね和良地域においては、管理運営ということで基金の中から1億円を除外をしてですね、そして財産区へ持ち込んでおると、こういう経緯があると思うんですが、果たしてこの1,600万というその予算執行の原資がですね、その財産売払収入ではなしに、もともと合併時の条件をつけて、管理運営に関して1億円という趣旨の資

金を提供しておるわけでありませぬけれども、それが使われておるといふことはないのであるかということ。

なぜかという、現在の当該財産区における基金はですね、基金といういわゆる国債を買われた金額というのは8,000万ですから、2,000万はおそらく繰越財産ないしは予備費財産に例えばあるんでないかなと、2,000万が。そういうものが、例えば自治会の方へ、今のように振興会という名目を使って流していくということは、これはやはり資金の基金のですね、1億管理のためにということで持ち出されたことと趣旨が違ふんでないかと、そういうものは明確に区分をされて1,600万という予算執行がこれからはなされるし、今もそういうことであつたということであれば、ある程度許容されると思うんですが、全くその1億というものの2,000万を除外をしたお金でもって自治会補助をするということになりますと、これはやはり公平性の点から言って非常に、言ってみれば公平性、妥当性を欠くと、しかもそういう振興会というものを立ち上げたということで、将来ともですね、それを使ってそういうふうな予算執行していくとなると、まだ8,000万残っていますから。それも全部使い切るまでそういう形で行くということになると、これは非常に趣旨的に8,000万というその基金の性格からして、不適當ではなからうかと思われまふ。その点について、もし見解があればお示しをいただきたいと思ひます。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田総務部長君） はい。今の御質問でございますが、最初の地域振興会の件です。今現存し、どういう働きと申しますか、しているかということの確認しまして改めて御報告したいと思ひます。

もう1点のその1,600万ですね、その地域のそういった事業に使われた金の原資でございますが、これはかねがね伐期の財産区の中で、伐期ですねちょうど切る時期が来てですね、その収益、立木の売り払い収入をこちらに当てさせていただくと申すということで、当初その基金管理運営費ということでも持ち出し1億ですね、そちらの関係のものでこちらに使っておるものではございませんので、その辺につきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） はい。資料は後程と。いわゆる会の存在というか、機能というものが現在どうなつておるといふ点について当然これ任意団体でありますので、法令的な条例上の設置じゃないんで、それはまあもし事情があれば事後で結構ですが、御説明をいただきたいと思ひます。

ただ、伝え聞くと事務所は和良の振興事務所内に設置するという形になっておるようでありますので、まんざら、市とは関係ないと思われまますので、その辺は明確にですね、判断をしておいていただきたいと。事務所はいわゆる和良地域の振興事務所内におくというような形になっておりますと、これまんざらその関係のない任意団体とは言えまませんので、その辺は明確に調査の上お調べいただいて報告いただきたい。これはちょっとこれと除外して採決してもらって結構です。

あとさっきの分については御説明あったように確かに伐期のある予算措置が1,000万とか、その前の年に若干あるわけですから当然許容の範囲に入ると思われまますが、ただ先ほど言いましたように2,000万は確か予備費の中に繰り入れ措置がされていると思うんですよ。ですからそういう組織を残して、これからもそういうところからあがってきた国債の場合だと利息が入っていますから、そういうものも使っていくとなるとやはり公正の立場から言うと若干問題が出てくると思われまますので、趣旨に違ふのであれば基金を積んでおられるわけでありまますから、自治会に配ってまうということではちょっと趣旨が違ふので、その辺の点について御質問しましたが、やはり伐期の来た実質的なその果実で配分したんだと、前のような繰り越しておる財産といわれまますか基金というのを使っていないという御説明でありまますから、これは了としますが、それであと進んで進行してください。

議長（美谷添 生君） はい。それでは他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） はい。この件に関しては反対意見という趣旨で討論しますが、種々これほつとに説明受けていますし、執行部の努力も買っております。それから以後においては、是正措置を取りながら当該の管理会等の上において、整合性を取りながら処理をするという、いわゆるそういう措置を取られるということでありまますから、非常に私はそれを可としておりますが、ただし今最終的な結論は後ほどでよろしいということでありますが、もしそういう住民組織的なものあるいは財産区から上がってくるものを使うための地域振興会というような形の組織を作って、それを残して、それから恒常的にそちらの方へ流すということでありまますと、非常に他の財産区ももちろんありまますし、財産区のない地域もあるわけでありまますから、その辺の整合性を図る上においては、いささかの疑念といったら大変申し訳ないんですが、措置がまだ不明確な点がありまして、かかる予算の執行については、今の時点に

おいては賛成しかねる部分でございますので、反対討論させていただきます。よろしくお願
いします。

議長（美谷添 生君） はい。他に討論はございませんか。

（ 9 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） はい、9 番 古川文雄君。

9 番（古川文雄君） はい。それでは本案に賛成の立場から発言をさせていただきます。先
ほど委員長報告にもございましたように、財産区の経理処理につきまして、監査委員の方か
らも指摘もありまして、今後は見直していくように要望しておりますし、財産区果実の取り
扱いについてのですね、意見はありましたけれども、郡上市が合併する時点でのそれぞれ旧
町村の時点で、それぞれの財産区において方向付けがされた経緯があるわけでございます。

今年の3月議会定例会で議論となりまして、現在執行部におきましても法に基づきまして、
管理処分に関する方針が示されまして、それぞれの各財産区とも調整をされているところで
ございます。

今後におきまして、この決算につきまして、20年度の決算でありまして、この時点では
やむを得ないというふうに思っているところでございます。

今後におきましては、財産区の活動事業等につきまして、財産区管理処分に関する方針に
基づきまして、適切な調整を執行部をお願いを申し上げまして、本案に賛成といたします。
お願いいたします。

議長（美谷添 生君） 他に討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

議長（美谷添 生君） はい。ありがとうございました。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 189 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第 190 号 平成 20 年度郡上市水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ 17 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） 17 番 池田喜八郎君。

17 番（池田喜八郎君） はい。監査委員さんの報告にもありますし、また先ほど清水委員長
からの報告もありましたが、大変八幡地域で漏水が多いということで、給水と配水の差が 65

万ほどですか、これタンクローリーに直しますと、1日120杯ぐらいが漏れておるといような計算になりますが、水は蛇口をひねらなければメーター上がりませんけれど、こんだけ漏水しますと、地盤沈下とかそっちの方が僕は問題だと思いますが、今後のその調査とか、対応策も7割ほどが布設替えされたとのことでございます。八幡の下水道につきましては、ちょうど給水量も増えるということで一緒に布設替えをされて、大変これは効率がいいなと僕も見ておりましたけれども、まだ7割も済んで3割の内で、3分の1が漏れるということは大変な量だと思いますので、水は取ればタダですが、地盤沈下とかそういう方が心配ですので、今後の対策についてお聞かせを願いたいと思います。

議長（美谷添 生君） 木下水道部長。

水道部長（木下好弘君） 御質問の八幡上水の有収率の件につきまして御説明をいたします。委員長報告にもございましたように、当該地域につきましては、下水道工事に関連をいたしまして、旧管の布設替えを行っておるわけでございます。経緯の御説明をいたしますと、事業といたしましては、合併前の平成7年度から始まっておりまして、公共、特環の大型エリアになりますので、さくねんで下水道に関連した布設替えは完了したということでございます。委員長報告にございましたように、比較的区画整理で行いました比較的新しいものにつきましては、まだ布設替えをしておらんということでございます。

それ以外に細かな点といたしましては、下水道工事に関連いたしました布設替えでございますので、大方は取り出し給水管、支線等になりますが、非常に入り組んでおる町並みがございますので、そういうところで旧管が残っておる部分が一部あるということで、これは以前からご指摘を受けております関係から、可能性の調査をしておるわけですが、今の段階といたしましては、やはり旧簡水から引き受けた給水管もあろうかということで、そういう観点で特にまだ布設替えをしておらんその本管についての漏水調査、それから給水管の漏水、エリアわけをしまして、そのエリアでどの程度漏水があるかというような調査をいたしまして、今後計画的にさらに計画的になりますが、対応に努めていきたいという思いであります。

ざっと有収率の推移を申しますと、確かに本管布設替えをしまいでますと、平成12年から14年ぐらいにかけては70%の有収率を超えて、75に近いような有収率に上がってきた経緯もございます。ただ、水道管御案内のとおり圧がかかってますもんですから、漏水したところを直しますと、他の弱いところに影響していくということもございませぬので、ちょっといたちごっこのような状況もございませぬが、全体的にまず大型の本管7割程度の本管の布設替えは完了しておるとい見地に立ちまして、再度漏水エリアの特定をしながら対応に努めていきたいという思いでございますので、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 他、質疑はございませぬか。

(4 番議員挙手)

議長 (美谷添 生君) 4 番 野田龍雄君。

4 番 (野田龍雄君) 八幡の地域の漏水と、白鳥の営業収益というのか費用ですか、使えば使うほどこれ赤字が出るというような。で、監査委員報告にも白鳥の場合は普及率を上げるというように言われましたけれども、上げてみても、これでは費用の赤字は消えないと。この問題はね、かなり大きいと思うんです。営業収益が 126 円で実際の営業費用が 179 円、50 円近いお金がまいねん赤字になるというね、これの原因についてもう少し説明をしていただき、対策ももうちょっと抜本的に考えてやらんと、この将来、同じようなことをいつも考えていかんと、課題となっていくということで、何とかしていかないかんとというに思うんです。

それから監査報告等では、営業基盤の強化と書いてあるんですが、確かに基盤強化して、きちんとした収益が取れるということは大事ですけれども、このためにはどうしたらいいのかということをおもうんです。私も分かりませんが、そういった点でのもっと具体的な方針等をお示ししていただきたいように思います。

議長 (美谷添 生君) 木下水道部長。

水道部長 (木下好弘君) 白鳥上水の経営状況につきましてのご指摘でございます。この件につきましては、白鳥の上水施設につきましては、平成 5 年の 3 月に認可を受けまして平成 9 年の 4 月から給水を開始しておるという状況の中で、非常に施設的には新しい施設ということでございまして、まずその現状の経営状況で特に圧迫しとる要因といたしましては、やはり減価償却費が大きいこと、それからご指摘ございました企業債の償還分、利子分でございますが、利子分が大きいことが大きな要因でございます。ちょっと 20 年度ございせんが、19 年の状況で一度試算をいたしまして、損失解消ラインというのはどこにあるのかということで、試算をいたしておりますが、その段階では企業債の利息が元利償還でございますので、最初は利子の方が大きいございますので、順次軽減していくに従って元金の方が大きくなっていくような傾向がございます。

それから減価償却につきましても、減価償却がございせんが、減価償却につきましても定率でございますので、低迷をしてまいりますと、減価償却費が落ちていくというようなところで 19 年では当年度の純損失といたしまして、約 2,500 万ほどございました。その中で基準内繰りで利子分の 3 分の 1 は基準内繰りということで交付税参入されておるものですから、それを除きますと、利子分に対しての一般会計の補填が約 4,000 万でございます。そうしますと、おおよそですが、6,500 万ほどの損失があるというようなところでこの解消ラインを探っていきますと、先ほど申しました利子につきましては、平成 19 年現在で約 5,200 万円程でございますが、これが平成 34 年には約 1,400 万ぐらいに償還利子が上がっていくと、それから

減価償却につきましては、現状といたしまして6,800万ほどの減価償却がございますが、これが平成34年あたりに約4,200万ほどになるということで、合わせますと利子分で約3,800万減額し、減価償却で2,700万ほどが減額すると。合わせまして先ほど申しました、平成19年現在の損失分6,500万のラインがこのあたりに出てくるということでございまして、要因といたしまして、今申しました起債の償還に要するもの、それから資産の原価償却に要するものということで、既設の街中でございまして長良川から取水をしておるといような関係もございまして、投資経費が大きいというようなところが、一つの要因ということと捉えております。以上でございますが、よろしくお願ひします。

議長（美谷添 生君） 他、質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第190号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

もう一件お願ひします。

議案第191号 平成20年度郡上市病院事業等会計決算認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を認定するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第191号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

それではここで、暫時休憩をいたします。

2時50分に再開を予定いたします。

(午後2時36分)

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後2時50分)

議案第204号について(委員長報告・採決)

議長(美谷添 生君) 日程31 議案第204号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に付託してあります。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長 15番 清水敏夫君。

15番(清水敏夫君) はい。15番 清水敏夫。

議長(美谷添 生君) 15番 清水敏夫君。

15番(清水敏夫君) それでは産業建設委員会のその他の関係1件の経過と結果について内容を報告させていただきます。

議案第204号 市道路線の認定について。

白鳥町の現地において新規路線の確認をするとともに、建設部長及び都市住宅課長から資料により説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定をしました。

以上報告をいたします。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会産業建設常任委員会 委員長 清水敏夫

以上であります。よろしく願いいたします。

議長(美谷添 生君) 報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議案第 204 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

要望第 3 号から要望第 8 号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 32 要望第 3 号 白鳥中学校校舎等の木造建築化についての要望から、日程 37 要望第 8 号 白鳥中学校改築事業の早期実施について、までの 6 件を一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、要望第 3 号から要望第 8 号までの 6 件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました 6 件は所管の各常任委員会、過疎・辺地総合対策特別委員会に審査を付託してあります。

委員長より報告いただき、質疑採決をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題とし、御報告いただきます。

各委員長より順次審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長 20 番 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） 20 番 田中。

議長（美谷添 生君） 20 番 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） それでは総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会報告書

要望関係

要望第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について（依頼）

議会事務局から、岐阜県過疎地域自立促進協議会からの依頼文書、意見書の参考例文、及び本件に関連する郡上市議会平成 20 年 10 月 3 日提出の意見書についての説明を受けました。

委員から、今の新政権から過疎対策法について何か情報がないかとの質問があり、情報収集に毎日努めているが、特に過疎対策法に関係した新たな情報はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で要望第5号を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会 委員長 田中和幸

以上であります。

議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員長 13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） 13番 尾村です。

議長（美谷添 生君） 13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） 13番 尾村です。

要望関係5件について文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

要望第3号 白鳥中学校校舎等の木造建築化についての要望

教育総務課長から要望事項の関連で当初校舎棟は非木造としていたが、白鳥町より積雪基準が高い福井県南越前町で建築されている木造校舎2校を視察するなど検討を行った結果、大断面集成材により木造2階建てとし、耐火構造の問題と水周りの問題は鉄筋コンクリート造のコア型にすることで解消できるので、非木造から木造・一部鉄筋コンクリートの混構造に変更したとの説明を受けました。

審査の中で委員から、なぜ当初から木造化で採用できなかったのかという指摘や、建築単価が高くなるが今後の学校改築への影響はあるかとの質問があり、コスト増の影響はないとは言えないが、耐震化による補助のかさ上げ等もあり財源の確保に努めるとの説明がありました。

校舎は木造化の方向で建築することが示されたことなどを踏まえ、要望事項に賛同するとの意見で一致しました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で要望第3号を採択することに決定しました。

要望第4号 白鳥中学校建設計画における建物の「木造化」への再検討要望書

審査の中で委員から、要望の内容で「生業」として「母校の建設に参加したい」という記述があるがこれは良いのかとの意見があったが、これは一つの表現であり、要望書の内容は「木造化への再検討」であることから、これについて審査をすることとなり、要望第3号と同様の内容であるため賛同するとの意見で一致しました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で要望第4号を採択することに決定しました。

要望第6号 グリーンスポーツ野球場取り壊しに反対する要望書

審査に関連して、教育次長及び教育総務課長からグリーン球場での白鳥中学校改築の必要性について説明がありました。

位置については、合併以前から白鳥中学校をグリーン球場に建設するという計画がまとめられていたこと、新しい場所で建築することはゼロからのスタートになり、用地取得に多大な経費を要することや地権者の同意、開発許可、更には場所が変わることに対する校区住民のコンセンサスを得るために時間を要する。特に建築後45年を経過し、耐力度調査の結果「危険建物」であることから、生徒の安全を最優先に考え、現在進めている市内の学校施設の耐震化等整備計画に位置づけ、早急に改築しようとしているものであり、グリーン球場での改築に理解を願いたいとの説明がありました。

また、中学校を建築して既設校舎の位置をグラウンドとすると、12mの高低差がネックとなることについては、生徒の安全性を考慮した階段やスロープ等を整備し対応し、保護者の送り迎えやスクールバスの運行に係る交通の便は、整備予定の計画道路は歩道付き2車線で道路線形と道路勾配も現在よりよくなり、校舎敷地への乗り入れも可能であるとの説明がありました。

審査の中で委員から、グリーン球場利用団体との意見交換会についての質問があり、本要望書の提出前と委員会付託後にもグリーン球場利用団体と意見交換の機会を持った結果、グリーン球場の代替施設として市民球場の利用料金をグリーン球場並みとし、総合運動広場が利用しやすい環境に整備されるのであれば、中学校を早期に改築しなければならないことも理解できるので、グリーン球場を中学校の校舎・屋内運動場敷の建設用地とされることはやむを得ないという意見であったとの説明がありました。

生徒の安全のために白鳥中学校を早急に改築しなければならないこと、中学校をグリーン球場に建設するという合併以前からの経緯、グリーン球場利用者との意見交換結果、更に郡上市自治会連合会白鳥支部や白鳥町内小・中学校PTA会長会にも説明を行い、グリーン球場での白鳥中学校改築事業について了承を得ていることや、何よりも地域を代表する白鳥中学校建設準備委員会では、グリーン球場で校舎・屋内運動場を建設するという案が意見としてまとめられていることから、委員会としては、その意見を尊重していくことが妥当であると確認しました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で要望第6号は不採択することに決定しました。

要望第7号 グリーンスポーツ野球場存続を求める要望書

要望第6号と同様の内容であるため賛同できないとの意見で一致しました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で要望第7号は不採択することに決定しました。

要望第8号 白鳥中学校改築事業の早期実施について

審査の中で、子ども達の安全第一を考えると早期実施の要望には賛同でき、白鳥中学校改築事業について、グリーン球場での改築を学校区の関係者に理解を深めてもらいたいとの意見で一致しました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で要望第8号は採択することに決定しました。

上記のとおり報告いたします。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会 委員長 尾村忠雄

議長（美谷添 生君） 続きまして、過疎・辺地総合対策特別委員長 12番 武藤忠樹君。

12番（武藤忠樹君） はい。議長。

議長（美谷添 生君） 12番 武藤忠樹君。

12番（武藤忠樹君） はい。

過疎・辺地総合対策特別委員会の報告をさせていただきます。

9月11日の平成21年第6回郡上市議会定例会において付託されました、要望第5号について、9月24日に総務常任委員会と連合審査会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

要望関係

要望第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について（依頼）

議会事務局からの説明を受け、審査は総務常任委員会と連合審査会で行いました。

審査の経過と結果につきましては、総務常任委員会の報告のとおりであります。

以上、委員会の経過と結果について御報告申し上げます。

平成21年10月7日 郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会過疎・辺地総合対策特別委員会 委員長 武藤忠樹

議長（美谷添 生君） 要望第3号 白鳥中学校校舎等の木造建築化についての要望について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決を行います。

委員長の報告は原案を採択するものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって要望第3号は採択することに決定いたしました。

要望第4号 白鳥中学校建設における建物の木造化への再検討要望書について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を採択するものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、要望第4号は、採択することに決定いたしました。

要望第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について(依頼)について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を採択するものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、要望第5号は採択とすることに決定いたしました。

要望第6号 グリーンスポーツ野球場取り壊しに反対する要望書についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

(21番議員挙手)

議長(美谷添生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 所管の委員会の方で鋭意審理して結論出されておる、グリーンスポーツ球場取り壊しに反対する要望でありますが、1点だけ、2点あるのかな、委員会の御見解もうけたまわりたいのですが、この白鳥中学校の改築というか改修といいますか、その点については若干この前全協の時にも質疑したかと思えますし、決算委員会でも御質問したんですが、新市計画との関係でございます。今、所管の委員会の方で採択されたということの1つのここに説明もしてありますが、早急に改築をするということになって、説明としてありますが、なぜそうなったかということは準備会、白鳥中学校建設準備会でそういう方向が出たと、それが市民のいわゆる言ってみれば、世論のまとまった意見の中からそれを尊重したと、こういう理由付けであります。私どもこれ長い間合併以後経緯がありますが、郡上市は当初の新市計画については当初は1,000億という形でスタートかけたわけですが、これが諸般の事情からどうしても3割いわゆる700億に圧縮したいと、こういう説明も縷々ありました。

その件についてもこれ私ども議員でありますから、当時の議員でありますから、平成19年の2月9日のこれ総務委員会の資料となっておりますが、出されておまして、もう17年の8月24日の全協の時に、既に当時の助役さんから事業費1,000億はとても無理やと、700億に見直したいという趣旨の説明がありまして、それぞれ所管の委員会でも、そういう趣旨が縷々説明されまして、そしてそのことは地域審議会これにも全部審査を入れまして、そしてその経過の中で新市計画を見直したという文書書類が、いくつか私どもは拝見しておりますが、その中でもその18年12月19日議会提出資料ということで冊子が配布されてますね。

これによりますと、これはもうはっきりしておるんですが、白鳥中学校については何回も何回も言って申し訳ないんですが、21年度から23年度補助事業でもって事業総額は12億と。これで白鳥地域の審議会の白鳥町の議員さんも含めて説明をして了解を得たと、こういう経過の説明があって、その事業の内容は何かということなんですが、結局当初は22億あるいは23億という予算で改築という話があって、1,000億というボリュームになっておったんですが、総額で、郡上市の。それが色々な所管の事情から、一斉に各地域平等にですね700の枠にそろえた、検討をして地域審議会にもかけて、関係議員にも全部説明があって事業を落と

してですね、全部落として調整された結果が、今言いましたように18年12月の19日の書類として示されたわけですね。改修ということではなくて、耐震に対する緊急事業ということで大規模改修の事業として、これは出すというふうに、私どもの了解としてはこれは全部の議員さんが統一した見解だと私は思うんですが、各委員会説明あったわけですから。

その辺の経緯については、当然準備会の中にも議員さんもみえますし、地域審議会のメンバーの皆さんも構成されておるんですが、そういう面については、了解をしておりますながらそれを覆す、まあ覆すといったら大変失礼ですが、いわゆる30億規模の事業を認めたと、いうふうに理解をされるんですが、そういうことの経緯は承知をされながら、いわゆる準備会の方では全く新しい物を造るということで、計画を変更されたというのがその今の要望の説明の中でちょっと見られるんですが、その辺はいかがでしょうか。ちょっと委員会の方の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（美谷添 生君） 13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） お答えをいたしたいと思います。この要望6号、そして7号につきましては、白鳥中学校を建設するというの前に、グリーン球場の存続を求める要望書、またはグリーン球場を取り壊しに反対する要望書ということで、そちらの方でも重視して検討してまいりましたので、今言われることについては、私の方からはちょっと答弁は控えさせていただきます。よろしくお願いします。

（11番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） 11番 上田です。今の委員長が答弁をしましたがけれども、前の木造化の要望書の審議の中で、そのことに触れて私が質問した経緯もありますので、ちょっと私の方からお答えをさせてもらいたと思います。金子議員が言われるように、文教民生常任委員会では、新市建設計画の全体の中で、今度の白鳥中学校の改築がどのような金額のボリュームでどうなっているかということは審議をしませんけれども、要望第3号の木造建築化についての要望の中で、委員長答弁のあった、中段です。今後の学校改築への影響はあるのかという質問、これは今後の学校改築計画全般について、例えばこの木造化ということで建築費がかさんだわけですので、今後教育委員会で計画をしてみえる、大和中学校の改築であるとか八幡中学校の大規模改修を含めた耐震化であるとかというような、そうした計画に影響が出るのではないかというような質問をした結果、財源の確保には極力努めるという答弁でしたので、質問した私は、納得したということであり。それと、新市計画についてはそういうことで私は捉えております。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） はい。金子智孝君。

21 番（金子智孝君） 所管の方では、新市計画との関係についてはさほど配慮されていなかったという結果だと思いますが、執行部の方にお尋ねするんですが、私どもの理解としてはいわゆる 1,000 億という当初の新市計画、これはひとつの文書としても当然事業は寄せ集めですからね、各町村の計画を持ち寄ってきてトータルしたら 1,000 億だったと、それが合併したとたんに交付税の減額が 35 億ほどあったと。そういう諸般の事情の上財政的にも非常に厳しいというような。ということから執行部の一つの考え方、英断としては 700 億レベルに再調整したいと、こういうことで議会に理解を求められた経緯、それは事業縮小をそれぞれ地域審議会も含めて積み重ねた経緯の説明をされておりますが、そのことは間違いございませんか。いわゆるこの件について白鳥地域審議会にもかけて、700 億に圧縮するためには 12 億という予算に縮小減額しなければなりませんよ、という理解を得られておるといふ説明を受けておるんですが、その辺は間違いございませんか。

議長（美谷添 生君） 鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） 今ほどお話がございましたように、当初 1,000 億円、ちょうど 17 年 700 億円に落とす時にかなり議論があって、この前お話がございましたように、白鳥の計画自体の中の予算規模というのがその計画にあってないようなことも出てまいりまして、全体の中でいかなものかという議論があったということは確かですし、当然その事業項目についての審議はなされておったと思っております。

（21 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21 番 金子智孝君。

21 番（金子智孝君） 私もやっぱりその資料というか、提出それぞれ今はみんなありがたいことには年度はふってありますし、どこへ出したという書類も全部ありますので、今言いましたようなその最終的に申し上げました事業年度としては 21 年 23 年度予算、事業規模としては 12 億ということで、新築計画ということでこれは全議員に周知された資料でございますから委員会でございませぬので、これが現時点における白鳥の改築計画の基本であるという認識であったわけなんです、たまたま色々論議があって準備会を持たれて、全協で説明されたのが、全く新しい考え方で、その新市計画と全く関係のない範囲の中で新築だと、それに基づいてやると、概算でいうと 30 億程度という形で、3 倍近くの予算に膨張しておるんですが、こういう形でもって裏付けるために準備会というものが権威を持ってやられたわけですが、いわゆる議会へのある意味では説明事項、行為事項を度返しして計画だけ持ち込まれてきたということですから、大変なこれは手法から言っても大変私どもからすると議会で何の説明もなかったなという印象をちょっと持っておるんですが、その辺については所

管の委員会としては十分な御理解をもって望まれたという経緯は改めて確認しますが、精査をされたことはありませんでしたか。

議長（美谷添 生君） 13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） 新しい校舎につきましては、この要望書、先ほど申しあげましたように要望書の内容が位置の問題ということで、その位置のことについて我々の委員会としてはこういった結果を出させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） はい。鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） はい。今ほどのいわゆる12億円という金額の話なんですけど、これは17年度の700億円のいわゆる落とした時にですね、その時の段階において12億円、大規模修繕という形に確か直っていると思うんですけど、その後19年度におきましても変更はかけまして、19年度においては25億6,000万ですか、そういう形のいわゆる毎年これローリングしておりますので、その段階での修正は皆様方の方にもお示ししておると思っておりますけれども、その時にはこの改築という形になっておると思っておりますので、その辺だけは御理解いただきたいと思えます。

21番（金子智孝君） せっかくの副市長の御答弁ですが、先ほど言いましたように書類に全部日にちが打ってあるんですよ。今私が大規模改修という説明事項の資料の表はですね、平成19年の2月9日の書類です。これは総務委員会資料ということで総合政策部企画調整課というところから資料がいつ出されたということでありまして、縷々の説明がありました。新市計画の経過経緯からローリング、今のお話もございまして、それから各地域審議会への協議の内容というか日にちですね、17年の12月15日には地域審議会をやったと、それから12月16日には白鳥地域審議会に契約の見直しを説明したと、議員さんとも相談したと、こういう資料が全部ある中で、その一部の中に今言ったように12億と言う形で示されておる資料の表がそういうふうになっておるもんですから、私は19年度時点においては、10億を12億という予算の内容はこれは大規模改修という説明として、この資料として私持っておりますけど、その後の資料はまったくありません。この件については、ですから当然、そういう見直し、あの地域審議会の経緯については、いわゆる今の12億大規模改修で一応まとめられておるとい認識に立っておったもんですから、ちょっと今のような質問をさせていただいたので申し訳ないんですが、もう一度確認してくださいよ、そちらは。

議長（美谷添 生君） はい。鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） 今ほどの、19年の3月での段階での今の私の手元にあるのが、いわゆる12億円という形での大規模改修ですね、大規模改修の修繕ということで12億円という形があるんですけど、この段階で指摘を受けましてその年のうちに25億に修繕しておるとい

う話ですが、今ちょっと資料がありませんので、今現在の資料でいきますと、もう既にそのことは20何億に直っておる現在の資料があるんですが、その後にもその例年このローリングをこの夏ごろから秋にかけてやっております、その資料を提示しておるということをおっしゃってくださいますけれども、ちょっと日にちを確認して、その25億6,000万になったのがいつなのか確認したいと思いますけれども、訂正が今現在の段階では訂正になっておると我々としては捉えておりますので、お願いいたします。

(21番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 私の手元にある資料はこれは、総務委員会だけ出されたというよりもむしろ絶対すべての委員会に出されたと思うんですよ、この資料は。今おっしゃいますように25億というお話ございましたが、これは新市計画を見直しさらに見直すということで、縮小するという話は私どもは聞いてますよ。700億ではとても無理だから、さらに100億程度の圧縮についての修正の御意見はありまして、そのことについてはそれぞれまた苦労しながら、どの事業の優先順位どうやなんてことを説明を受けたし、所管と申しますか委員会でもそれを審議したし、当該議会もそれをちゃんと審議をしましたよ。

しかしそんな今のように12億を25億に膨らませて言いという指示はいつ出たんですかそれは。自分の地域における事業について優先順位のあるものについては予算が3倍になって、見直せと、その代わり優先順位だという指示というのはいつあったんですか。私は申し訳ないですが、そういう話は聞いていません。皆さん聞いておられりゃ所管の委員会ですらそういうことを承知しておるといふのならそういふように説明していただきたいんですよ。大変な見直しですからね、我々は減額の見直しということが確かに提起をされたもんですから真剣やったんですが、その12億をいっぺんに25億に膨らましてええという、膨らましてもそれは通るといふような説明を私は受けたことがないんですが。

議長(美谷添 生君) そうしましたら、資料の確認のため、暫時休憩をいたします。

(午後3時28分)

議長(美谷添 生君) 全員揃いでいただきましたので、会議を再開いたします。

(午後3時32分)

議長(美谷添 生君) それでは先ほどの答弁を求めます。

鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） 大変申し訳ございませんでした。19年の2月とか3月とか言いましたけれども、先ほど言いましたように3月段階におきましては、12億円だったわけでございますけれども、山口議員さんからもご指摘を受けたりいたしまして、精査をいたした結果、19年の11月26日に総務常任委員会において、まずその資料を出させていただきまして、その段階におきましては、3,000万円以上各振興事務所ごとに上がったものについての増減理由説明をしながら説明をさせていただき、よく27日に議会全員協議会において説明をさせていただいておるといことでございますので、お願いをいたします。

議長（美谷添 生君） 他質疑ございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） この報告によりますと、説明もあつたんですけれども、合併以前から新しい場所で建設すること、新しいでなくして今の位置で、球場の位置で建設するという計画がまとめられていたと書いてありますと。この委員会等での説明でも一部そういうことはあつたけれども、そういう声もあつた、あるいはそういう動きもあつた、けれども、市として議会としてきちんとそういうように捉えとつたのではないという話だつたと思うんですね。その時にこのことについて私も色々お話を聞いておると、市民の中で色々な声があることは事実です。ですからそれが本当にやっぱり大事なやり方は、市民にそれを提示して、そして多くの人の声を聞きながら、進めるということやと思うんですが、最近までPTAも何も話しがなかつたとかね色々な声を聞くと、このことでは問題があるのではないかと思います。

そういった意味で委員会ではその辺の市民への周知、あるいは市民の理解はどうであつたかということについて、どのように捉えておられるのかと、言うことについてはもう再度説明をいただきたいと思います。

なお、建設についてはやはり問題になる道路ですね、道路が、設計図は見せていただきましたけれども、本当にいいのか、努力をするという、よくなるという説明がありましたけれども、それも心配でしたので、委員会の審議は、まあそうやってやればできるから、ということでしたらそのようなお話のようですが、審議の内容についてお聞きをします。

もう1点はですね、やはり高低差の問題ですね。子どもの安全を考えてスロープや階段と書いてありますけれども、どういうようになるのか私は心配しておるんです。で、校長先生のお話で、それはもっとひどいところもあるから、というような話もあつたようですが、せっかく新しく作る校舎がそういうように悪いところと比べて、それよりはいいから我慢せよというやり方はまずいのではないかと。確かに時期的にいうと急いでいるという、執行

部側のお気持ちは分かりますけれども、やはり大事なことは地域の合意がしっかりなされていくということやと思います。

少なくともみんなに知らせて、賛否は色々あると思いますけれども、やっぱり多数に従っていくということになると思いますので、そういった点での委員会の審議、地元の反応については審議があったのかどうかお聞きをしたいと思います。

議長（美谷添 生君） 13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） この要望書の内容を読まさせていただきますと、もちろんグリーンスポーツ野球場存続するということと、グリーンスポーツ野球場取り壊しに反対する、そういった要望書でありますけれども、要望項目を見ますと、それと含めて、野球のできる環境確保、ここにはもう1つ郡上市軟式野球連盟の存続と書いてあります。そしてまた一方には、のびのび野球のできる環境確保というようなことで、それぞれ野球をやってみえる連盟の方々が市長の方へ要望書と署名を持ってきたということをお聞きしております。その中で、市長と連盟の方々とお話する中で、今言ったように野球のできる環境を整備していただければ、というような御意見やったそうでございます。そういった報告を受けておる中、先般も25日でしたか、野球連盟関係者と教育委員会との話し合いが持たれるということでしたので、我々委員会としてもやはり理事者側のお話ばかり聞くのではなく、そういったところへも出席して聞かなければならない、そういったことでオブザーバーとして話をお聞きしたようなわけでございます。その時もそういったことでありましたので、御報告いたします。よろしく申し上げます。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 確かに要望書はグリーンスポーツ球場の存続というようなことでありますので、それに関する審議になるのは当然であるというように思いますけれども、これは非常に大事な白鳥中学校の新築という問題が絡んでおりますので、その問題についても十分な審議をされるのが、文教民生常任委員会の当然の責務であるというように思います。

それで、今もお話あったようにそういった説明があって、そこへも参加したというなら、そこでの声はどうであったか、そしてこの準備委員会も、色んな層の方が入っておられると思いますけれども、その意向が住民の方に果たしてどれだけ知らされておって理解されておるかということが僕は大事やというように思いますので、またそういう声がかかり聞いておりますので、その点での反応について、常任委員会ではなされなかったのならば、やはりこれは今後のこともありますので、市としてねどういうように捉えてみえるか。この前の説明では、ある程度はそういう声は聞いておるし、分かってもらってると思ってもまた書名が

出てくるようで、ちょっと十分つかみきれておらんようなお話があったんですけども、やっぱり責任を持って、そして教育の施設を今後大きく響いてくることですので、どういうように住民の声を捉えてみえるか、それは市の捉え方をお聞きをしたいと思います。

議長（美谷添 生君） はい。日置市長。

市長（日置敏明君） この白鳥中学校の改築の用地に絡んで、このグリーンスポーツ野球場の存続を求める要望が出てきているということでございますけれども、先ほどもお話がありました、8月の24日にスポーツ関係者の方々が来られまして、今回審議をされた内容の要望書を私いただきましたが、色々とお話を申し上げて、最終的にはそのスポーツ関係の代表者たちの方々は、そういう代替的な措置がとられれば、それはそれで理解をするということで、それをしっかりやって欲しいということで、わかれたということでございますので、私はその段階で、そうしたスポーツ関係の役員、少なくとも組織の会長さん方はそういうことで御理解をしてお帰りをいただいたと、いうふうに理解をいたしております。

その後も、一部新聞の折込等というような形で、引き続き存続を求めるというような形の要望を、市長、議長、教育長宛に出そうということで、署名活動が行われたようでございますけれども、それについて当初議会の方へお持ちになったようですが、ただその代表者の氏名もなくその新聞折込用紙のままのものに署名をしたものを、この前の追加だというような形でお持ちになったということでございまして、議会の方では正式の要望書としてはちょっとということであったということでありまして、私どもの方へお持ちになったようです。

それを拝見をいたしました、要望の数からいたしますと、260名ぐらいの方が、265名の方が署名をしておられるということでございます。中にちょっと拝見をしますと、前回出た署名簿と同じ名前も、そんなに多くはございませんでしたが中にはちょっと見当たりましたけれども、そういうことでございました。

それで、おおよそ前回とあわせて1,000名ぐらいの方がそうした強い要望をもっておられると、特に前回出たものにつきましては、これはかなしも白鳥だけでなしにスポーツ関係の方々、この郡上市一円のそういうの方々のお名前も拝見させていただきましたけれども、そういうもので、非常に今後しっかり野球をやったり、色々その他そこを使っておられる方々が、支障のないようにして欲しいという強い願いというものは強く受け止めさせていただいたということでございます。が、しかし、ここに是非とも早い時期に学校を現在の大変危険校舎ということで改築をしなければならぬということで、課題をかかえていることにつきましては、私は、私の考え方としましては、例えば白鳥町、現在の白鳥校区の方々には先ほどから委員会報告にもありました、色んな手順を踏んで1つの方向を出していただいたわけでございますので、多くの方々は御理解をいただいているものというふうに受け止めております。

(5 番議員挙手)

議長 (美谷添 生君) はい。5 番 鷲見 馨君。

5 番 (鷲見 馨君) 今出ております要望、6 号 7 号 8 号関連して御意見を申し上げたいと思いますが、かねがね色々言っとるわけでございますので、重ねて言うこともなんでしょうございますし、担当委員会でも鋭意、努力をされて、教育委員会でもそういうふうには要望を精査されて、ここまで鋭意来たということでございます。私ども地域としましては、非常に将来の遠大なことでもあり、総合的に考えても色々な課題がある、重要なこれは議案でないかと思っております。市長さんもずいぶん努力をされて検討されておまして、私の方も正直なところ非常に悩んで苦しんでおるのが現状でございます。愚痴はそう変わらないと思っておりますけれども、なんせやっぱし賛成と反対とあるというようなことでこういう議会の場で率直に申し上げながら、質問をしてまいりたいと思うんですけれども、1 つやっぱし、スポーツ関係者、野球の方はああいう要望でだいぶ御理解いただいていたわけですが、これも願いが叶えれば要望がうまくいけば、ということございまして、それも市としては簡単にはいかない。

そうなりますと、他のグラウンドへその野球部はいつもいかにかと、これも色々検討されておりますけれども、他の部のサッカーとかソフトボールも鋭意相談中であるようでございます。それらも考えていかんと。

2 つ目やっぱし、中学校はあっちへ行くことによって父兄の方々、教職員の方々、この間申し上げましたけれども、50 年もつとして 600 万以上の子が利用されていく将来構想であります。

3 つ目やっぱし、白鳥町の教育ですと、あんまり偉いことはいえんかもしれんけれども、総合的な観点から考えて議論が必要でないかということになりますと、今さら言うことが難しいけれども、時間をかけて冬場の状態を見ながら見てもらうのが 1 番ありがたいということで、そうなればおそらく皆さんがたがそれぞれ納得というか理解すると思っております。しかし、市の方も財政や時間の問題、非常に諸般の事情があるようですので、これまた厳しい判断やと思っております。そういう中で僕は、ふれあい懇談会、市長さんとの話がありましたが、その時の数人の方々が、異口同音に本当に素直な気持ちで、率直にこれは中学校のグリーンスポーツに上がるやつは果たしていいのか、非常に悩ましいものであるし、郡上北高があの変に以前ありまして、今ちょっと中段に下りておりますが、これだけでも非常に北高がありがたいと、今、極楽であるということも言ってみえますし、かなり申し上げたように体の弱い子もみえる、そういう父兄の方も本当に深刻な話をされておる状態であります。その願いが届いておるのか、確かに陳情書、要望書に出たやつはこのように承知が出るかもしけれど、一般

住民から出た時はどういう理解をされておるかこれもお伺いしたいと思います。このこと議長さん報告になるんかや。

議長（美谷添 生君） 今は、質疑ですので、質問でございます。

5番（鷺見 馨君） まあ、いずれ、もしどうということになれば、僕はこの立場上、今の時点では保留ということになりますけども、その辺のことまずお考えをいただきまして、一般市民の方々、要望書の出ていない分までの範囲をどういうふうに理解されているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（美谷添 生君） はい。日置市長。

市長（日置敏明君） 先ほども申し上げましたように、要望書をお出しいただいた方々は、これまでこの慣れ親しまれたグリーンスポーツ野球場、これを無くして欲しくないというお気持ちで、こうした署名をしておられるということについて、私も十分重く受け止めております。

が、しかし先ほども申し上げましたように、これまで手順を踏んでまいりまして、そして1つの方向を出していただいたということでございます。確かに署名をしておられない方々の中にも同じ気持ちを持っておられる方もあるかもしれない。ということでございますが、がしかし、署名をしておられない方々というか、全体からすれば非常に沢山の方々が、やはり子どもたちの早期に安全を確保するというようなことで、その他すべて色んな総合的なことを勘案をする中で、あそこでいいのではないかというふうに御判断を、私はされているものというふうに受け止めておるところでございます。

この前も申し上げましたように、こういう形で1つ後理解をいただきながら、御不便を掛ける点については十分誠実に対応していきたいというふうに考えておりますので、私は御理解をいただけるものというふうに確信をして、この事業をできるだけ早く前へ進めていきたいと、いうふうに考えております。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 質疑でない。

21番（金子智孝君） 要望です。

議長（美谷添 生君） はい。21番 金子智孝君

21番（金子智孝君） 要望という形で発言を求めたんですが、先ほど新市計画の経緯については副市長の方からも御説明をいただきまして、私もたいした記録じゃないんですが、どういう経緯ということちょっとメモを見ますと19年の12月の27日9時30分から第10回の全員協議会が開催されております。そこで、当日は山口、たぶん総務委員長だったと思いますが、欠席されておりますし、清水敏夫議員も欠席されておりますし、遅参としては金子

春彦議員さんが遅参というふうにメモしておりますが、その時の日程をちょっと見ますと、日程1の中で公債費適正化計画というのがあります、これは室長ですね、当時は部長だったと思うんですが、計画のあり方について説明をされまして、700億という新市計画については、さらに見直しを進める必要があるというような意味の御説明をされまして、特段その白鳥中学校の建設計画の変更についての記録がありませんので、たぶん書類なりに説明資料が当然出されて、説明されていると思いますので、その時の提出をされました、いわゆる12億から25億というお話ございましたが、変更したその計画の書類ですね、それは是非お示しをいただきたいと、日程はこれかなり沢山の日程があります、和良村の簡易水道の異臭問題等がやっぱり報告の中であります、相当時間を沢山とっておる全員協議会でございましたので、私のやっぱりメモが落ちておるのかもしれませんが、その新市計画についての変更が、その時議題と挙がって、説明されておるのであれば、その時の提出資料を求めておきますので、大変申し訳ないのですが、これは事後で結構でございますけれども、御提出いただきたい、要望しておきます。

議長（美谷添 生君） 他、質疑ございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 今市長のお気持ちは分かったわけですが、私特に教育関係者とか親さんの声を聞いておりますので、心配しておるんです。禍根を残してはいけないということで、一部の人であり、説明をすれば分かってもらえるんならええですけども、その内の中身を先ほどいった理解の手順を尽くしたようなことを言われたけども、これは十分だったかということ、まず1つは問題になってくるというように思いますし、それから高低差の問題、それから道路のね登下校時の道路の安全、特に冬季の問題は、何とかなるやろうというお話は聞きましたけれども、非常に心配しております。杞憂であればいいんですけども、事故が起こってではいけませんので、できれば安全を期すということで、再度のその辺の道路の安全と高低差については校長先生のお話があって、そういうことやったですけども、もっと積極的なね、いやそれについてはこういう手を打って十分対応できるんだというような、説明はいただきたいと思いますので、その2点についてはよろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 7番 山田忠平君。

7番（山田忠平君） 今、6号であります、そのことにつきまして色々な意見があります、またもちろんそれぞれの御意見のこともよく分かりますが、先ほど文教委員長も色んなことで新市計画とか予算とか規模とかということについては、入っていないということで、私も文

教でありましたので、そういった中で最後に締めくくったのがやはり8番に出ておりますように、改築の学区の皆さんに理解を深めてもらいたいということを委員会でも出ておまして、それから規模とか予算とか今後の実施計画を早く進めたいので、そういった中でよく検討するという当局の回答がありましたので、そういったことに沿ってやっぱりこの議事を進めてもらいたいと思いますので、一応質疑の打ち切り同意を実施いただきたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 他、よろしいですか。

はい、日置市長。

市長(日置敏明君) 先ほどから繰り返し申し上げておりますように、その後指摘のそういう色々な御父兄の御心配の点については、最大限の努力をして安全を確保するよう努力をしたいというふうに思っております。

またその段差の問題につきましても、いわゆる階段とかあるいはハンディのある方には、スロープというような形で、体に御負担をかけないように、あるいはそういった方がおられれば私はやっぱり生徒同士でも助け合うというようなことも、これまた1つの勉強であるというふうに思いますが、そうした形も含めてやはり安全でその校舎と運動場との間がですね、行き来できるように十分設計上からも配慮をすると、これは具体的には教育委員会の方で、これから設計の検討をする時に進めていっていただけることと思いますけれども、私もそのような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長(美谷添 生君) 他、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

(21番議員挙手)

議長(美谷添 生君) はい。

21番(金子智孝君) 討論を求める討論ですが、委員長報告は不採択なんですね。だから不採択について賛成か反対かを問われるのか、出された要望書を原案として討論を行うかちょっとその辺を示してもらわんと、答弁はできんわな。委員長報告に対しての討論から反対討論ということをせなならん場合がある。

議長(美谷添 生君) 原案に対してですね。

21番(金子智孝君) 原案に対して討論ですか。

議長(美谷添 生君) あといかんとせや、出てこんもんねそりゃ。

一応、討論を省略して、採決をいたしたいと思います。それではいかなですか。

21 番（金子智孝君） 討論をさせてくれよ。やっぱり大事なことで。

議長（美谷添 生君） 原案に対して討論はね。

（21 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） はい。21 番 金子智孝君。

21 番（金子智孝君） そうしましたら、大変これは重要な案件だと思います。なぜかという
と市民の声ということが背景にありますもんですから、これ我々議会は市民の声を代弁しな
がら議会活動させていただいているので、そういう趣旨では反対する要望について原案につ
いて、これちょっと反対できないので、賛成の討論になるのですが、それはよろしいござい
ますか。

議長（美谷添 生君） それはよろしいです。原案に対して。

21 番（金子智孝君） 市長も大変適切に御答弁されておりますが、市民の声には謙虚に耳を
傾けたいと、こういうお考えと同時に、こうした要望が出て、そして陳情者と話し合ったら
よく分かったという理解を得たという説明もされましたですね、その後にはしかし新聞の折り
込みにもあったようだと、署名用紙が。でそれに基づく書名の提出もあったようだと。それ
もただいまお聞きをいたしますと、だいたい 265 ぐらいの数字だということも開示をいた
きました。私はその姿勢は高く評価します。なかなかこういうことがですね後から出てきた
という話は、議会にも出されたようですけど、この内容についてはつぶさではないんです。
それは若干出ていると 10 月 1 日に追加の要望が出たということの事実は報告されてお
りませんが、趣旨なりふりについては開示をされておられません。これは。それは議長の辺で預かっ
てみえるということで措置をされておりますが、しかし私はやはり、議会というものは会期
がある以上はこの会期内におけるそういう趣旨について追加の要望提出あるいは署名の数
の提出、これは当然受け入れながらそれを含めて結論に至るということは私は当然だとい
ふふうに思いますが、所管の委員会の方ではそういうことは全く考慮されていないと、後から
追加されたことの趣旨についても開示もされていないと、そういうような形でただいまの結
論に達したと、要するに不採択と、いわゆるそれについてはグリーン球場をつぶしてでも、
学校を造ると、その方が正当性あるという形の中で結論付けられておるわけですが、私は現
在の時点において当然条例上に基づくグリーン球場というものは厳然とした公の施設で現
在あります。して、しかも広く使っていただきたいという趣旨の基に料金設定もしてありま
す。その条例は。ですからその条例の元でこういう陳情を出されるというのは当たり前
の話だと思う。今までも使っておったじゃないか、今も使えるじゃないかと、さらにこれ
からも使えるんじゃないかと、これは私は例え 1,000 名の声であっても大変貴重な
そういう切実な

市民の声というふうに思いますので、どうしてもこれは早く学校を造るなんてことというのは行政上の話でありますし、早く造るには甲斐性を出せば絶対出来ないという保障はない、努力をすれば色々出来ない理由書いてありますが、地権者の話とかあと難しい話とか、それは行政一体となってやればできる話でありますから、条件の話ですから、その市民の球場を使うという権利、どうぞ使っていただきたいという市の条例上の立場、それからすればこの要望書については不採択するという理由には当たらないんじゃないかという思い出賛成させていただく。したがって不採択という委員会の趣旨には賛同しかねるという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

議長(美谷添 生君) この案件については討論についてですけれども、これ原案に反対と、不採択ということでございますので、通常でいいますと、反対討論が先でございますが、もう既に反対という委員長報告がございますので、それに対する賛成と、いう形で取り扱いをしたいと思っておりますので、特段反対の討論をいただかないということで討論を終結したいと思います。いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) はい。

4番(野田龍雄君) 賛成討論したいのですけれども。

議長(美谷添 生君) 手短にお願いします。

4番(野田龍雄君) 野田です。私このずっと使っておってね、これずっと存続とこれ当然のことやもんで、そういう声は当然であるというように思いますが、今これはそこへ学校を造るからやめてほしいということですので、説明についてはやっぱり学校を造ることの必要性、そして妥当性、それから教育性という等々の説明が必要であるというように思います。それできょうこの議会では色々私は質問しました。で、それなりの説明もありましたが、しかし住民に対する説明は十分かどうかということについては私いまだに分かっておりません。もっと分かっている人はおると思うんですが、一応の話ではごく一部の方が反対をしておるんだと、あるいは多くの方は知らなんだということですので、わかっらんのです。で本来はそういうことをしっかりさせてやっていただきたかったんですが、もう既にこういう段階ですので、そういう住民の理解を得たのは十分かどうか、十分でなかったのではないかとというように私は思いますし、道路の安全性についても十分努力をされて一層いいものをつくられることを希望はしますが、大変心配をしております。同じ場所ですから。そういう点で心配もある。また高低差が12mもあって、毎時間行き違いをするのに大変遅うなりますので、時間がとれますので、その点非常に心配しております。ここよりも条件の悪いところもあるんだからという説明では不十分であると。まあ色々工夫して何とかということですが、はっ

きり見えませんので、そういうことがどうなのか、私はそういった点でここへ学校を建てて球場は他所へ変わってもらうということに対してはやっぱり問題があると思いますので、この要望書に賛成をするということで意思表示をしたいと思います。

(発言する者あり)

議長(美谷添 生君) そうしますと、討論を終結いたしたいと思いますが、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論を終結し、採決を行います。間違えないようお願いいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長(美谷添 生君) はい。ありがとうございました。

原案に賛成、少数でございます。

よって要望第6号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

要望第7号 グリーンスポーツ野球場存続を求める要望書について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) それでは討論を終結し採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長(美谷添 生君) はい。ありがとうございました。

賛成少数であります。

要望第7号は委員長報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

要望第8号 白鳥中学校改築事業の早期実施について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を採択するものであります。

委員長の報告どおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって要望第8号は採択することに決定いたしました。

議発第8号について(採決)

議長(美谷添 生君) 日程38 議発第8号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について会議規則第122条の規定により、申し出があります。

お諮りをいたします。

申し出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

議発第9号について(委員会付託)

議長(美谷添 生君) 日程39 議発第9号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配布いたしておりますと申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議報告第8号について(提案説明)

議長(美谷添 生君) 日程40 議報告第8号 中間報告について 総務常任委員会・産業建設常任委員会・文教民生常任委員会の視察研修報告を議題とします。

議会閉会中に開催されました、総務常任委員会・産業建設常任委員会・文教民生常任委員会の各委員会の視察研修の結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） ここで、日程の追加をいたしたいと思います。

日程 41 議発第 10 号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書についてを日程に追加したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配布してありますのでよろしくお願いをいたします。

議発第 10 号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 41 議発第 10 号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

日置議会事務局長。

議会事務局長（日置良一君）

議発第 10 号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書について

表記について、地方自治法第 99 条及び郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成 21 年 10 月 7 日提出

提出者 郡上議会議員 武藤忠樹

賛成者 郡上議会議員 田中和幸

賛成者 郡上議会議員 古川文雄

郡上市議会議長 美谷添 生様

新たな過疎対策法の制定を求める意見書（案）

過疎対策の振興については、昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」制定を含め 4 次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などを一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口の減少や少子・高齢化が急速に進んでいる過疎地域では、医師等の不足、公共交通の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等によって、生活生産基盤の弱体化がさらに進行し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面している。

一方過疎地域は豊かな自然や歴史文化を有し、食料や水資源の供給はもとより、自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、いやしの場の提供など多面的な機能を有し、国民生活や産業活動を支えるとともに、豊かな国土形成に寄与している。

国民の財産であるとの認識のもと、今後の国づくりを進めていく上では、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、そこで生活する住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持していくことが重要であり、そのためには、引き続き過疎地域に対して、積極的な支援策を講ずることが不可欠である。

よって、国におかれては、平成 22 年 3 月をもって執行する「過疎地域自立促進特別措置法」に替わる、新たな過疎法を制定の上で、総合的な過疎対策を充実強化し、地域の振興を図るよう要望する。

また、新たな過疎法においては次の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 水源の涵養、二酸化炭素の吸収、自然災害の防止、安心安全な食料の供給など、過疎地域の多面的な機能を評価し、その役割を明確的に定義づけた新過疎法の制定とすること。
- 2 新たな法律の制定に当たっては、過疎地域の疲弊した実態を踏まえ、一部過疎、みなし過疎の継続を含め、現行の過疎地域を引き続き過疎地域の指定対象とすること。
- 3 過疎地域で安心して住み続けられることができるよう、産業の振興と生活交通、情報基盤、医療体制といった生活基盤の確保を図るための財源措置を充実強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 10 月 7 日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国家戦略担当大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
行政刷新担当大臣

以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは提出者の説明を求めます。

12番 武藤忠樹君。

12番（武藤忠樹君） はい。12番 武藤です。

今お話がありましたように、現行の過疎地域自立促進特別措置法は来年3月末を持って失効することとなります。しかしながら、わが郡上市内の過疎地域の問題は極めて深刻な状況に直面しております。過疎地域は、地球温暖化の防止に貢献するなど多面的公共的な機能を持っていますが、そこに住む人なくして過疎地域が果たしている多面的公共的な役割を今後とも維持していくことは、非常に困難なことだと考えます。過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であると考えます。引き続き総合的な過疎対策を十分充実強化させることを新政権に強く要望する意見書を提出したいと思っておりますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（美谷添 生君） 本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第10号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議発第10号については、原案を可とすることに決定しました。

ここで、山田総務部長より、先ほどの和良財産区の関連につきまして、発言が求められておりますので、許可をいたします。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） はい。先ほどの和良財産区の決算認定につきまして、金子議員さんより地域振興会がまだ存続しているのかどうかというお尋ねをいただきました。御答弁させていただきます。

正式には和良地域自治振興会という名称になってございまして、20年3月17日付けで立ち上がっております。この会、事業としまして、複数ございます。1つが各単位自治会への交付金交付事業、それから自治福祉、住民福祉の増進、さらには教育振興事業、産業の振興事業、観光の振興事業等々をあげておられます。

そういう中で、活動状況でございますが、この振興会さくねん度当初でございますが、数回開催をされておられます。現在活動につきましては、その実態はございません。

また、事務所でございますが、和良の庁舎内、振興事務所内に置くという定めがございます。以上でございます。

市長あいさつ

議長（美谷添 生君） それでは以上で本日の日程をすべて終了をいたしました。

ここで、市長よりごあいさつをいただきます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 9月11日から始まりました、今回の議会でございますけれども、それぞれ極めて重要な案件につきまして、慎重に御審議をいただきまして、それぞれ御一決をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。今回色々交わされました議会の議論等を踏まえまして、今後とも適切な市政運営に心がけてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく御指導、御支援を頂戴いたしたいというふうに思います。

さて、政権交代ということでこれまで経験をしてこなかったような色んな事態が、今次々と起こっております。当面、こんねん度の予算の補正予算の見直しというようなこと、あるいは今月の15日ということで、日が区切られているようでございますが、もう一度ゼロベースからの概算要求というようなことで、平成22年度の予算編成というようなことが、これから進んでまいるということでございます。

色々自治体にとりましても影響の大きいことばかりでございますので、十分情報収集等をしながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。年末まで、そういった意味で緊張の続く期間がこれから議会におかれましても、あるいは私どもにとりましても、続くことと思っておりますけれども、議員各位におかれましては、どうぞお体にお気をつけいただきながらさらに一層の御活躍をたまわりますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（美谷添 生君） それでは平成21年第6回郡上市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期の定例会は、去る9月11日より本日まで27日間にわたり、24会計の決算認定を始め条例改正、当面する市政の諸案件を議員各位におかれましては、終始極めて真剣な審議をいただきまして、提案されましたすべての案件を議了することができました。これも一重に議

員各位の御協力によるものと、深く感謝を申し上げるとともに、衷心に厚く御礼を申し上げます。

また、監査委員兩名におかれましては、決算審査から決算認定となる本定例会まで、長期にわたり、誠に御苦勞様でございました。心より御礼を申し上げます。市長を始め執行機関の各位におかれましても審議中、真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。今定例会を通じ、議員各位から述べられました一般質問、あるいは決算におけるところのそれぞれの質疑、意見、要望等、今後の市政の執行あるいは来年度の予算に十分反映されますよう、強く要望する次第でございます。

終わりに、今定例会に寄せられました、議員各位及び理事始め執行機関の皆様の御協力に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますます御活躍をいただきますよう御祈念を申し上げ、閉会のあいさつに代えさせていただきます。

閉会の宣言

議長（美谷添 生君）

以上で、本日の会議を閉じたいと思います。

これをもって、平成 21 年第 6 回郡上市議会定例会を閉会をいたします。

大変御苦勞さんでございました。

（午後 4 時 2 6 分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

写

平成 21 年 10 月 7 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会
委員長 田中 和幸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 163 号	郡上市基金条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 164 号	国際観光ホテル整備法に基づく郡上市固定資産税の特例に関する条例の制定について	原案採択
議案第 165 号	郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 166 号	郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 167 号	郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 175 号	平成 20 年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 176 号	平成 20 年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 179 号	平成 20 年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 181 号	平成 20 年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定

事件の番号	件名	結果
議案第 182 号	平成 20 年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 183 号	平成 20 年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 184 号	平成 20 年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 185 号	平成 20 年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 186 号	平成 20 年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 187 号	平成 20 年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 188 号	平成 20 年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 189 号	平成 20 年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
要望第 5 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について (依頼)	原案採択

写

平成 21 年 10 月 7 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 清水 敏夫

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 164 号	国際観光ホテル整備法に基づく郡上市固定資産税の特例に関する条例の制定について	原案採択
議案第 165 号	郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 166 号	郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 171 号	平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 172 号	平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 177 号	平成 20 年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 190 号	平成 20 年度郡上市水道事業会計決算認定について	原案認定
議案第 204 号	市道路線の認定について	原案採択

写

平成 21 年 10 月 7 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 尾村 忠雄

文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 167 号	郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 169 号	平成 20 年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 170 号	平成 20 年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 173 号	平成 20 年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 174 号	平成 20 年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 178 号	平成 20 年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第 180 号	平成 20 年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定

事件の番号	件名	結果
議案第 191 号	平成 20 年度郡上市病院事業等会計決算認定について	原案認定
要望第 3 号	白鳥中学校校舎等の木造建築化についての要望	原案採択
要望第 4 号	白鳥中学校建設計画における建物の「木造化」への再検討要望書	原案採択
要望第 6 号	グリーンスポーツ野球場取り壊しに反対する要望書	原案不採択
要望第 7 号	グリーンスポーツ野球場存続を求める要望書	原案不採択
要望第 8 号	白鳥中学校改築事業の早期実施について	原案採択

写

平成 21 年 10 月 7 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会決算認定特別委員会

委員長 武藤 忠樹

決算認定特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 168 号	平成 20 年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定

写

平成 21 年 10 月 7 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会過疎・辺地総合対策特別委員会

委員長 武藤 忠樹

過疎・辺地総合対策特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
要望第 5 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について (依頼)	原案採択